FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアル
【認定申請：太陽光10kW未満】

第５０版　２０２６年7月9日

1-1.ログイン/ログアウト

申請手続き等を行う場合

再生可能エネルギー電子申請ホームページ

にアクセスし、ログインを行います

※対応ブラウザ： Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

ログイン方法

制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

[ログイン]をクリックします

ログイン画面へ進みます

※旧システムにてログインID・パスワードを付与されている方は、当該ログインID・パスワードにて、本システムにログインできます

電子申請は[PDF]又は[ZIP]形式にて[ファイル]を添付し、申請を行います

[PDF]又は[ZIP]形式にてファイルの添付ができない方
こちらを参照の上、申請書類を紙面にて提出します

影響内容：再生可能エネルギー電子申請システムの閲覧や各種機能の停止

詳細は以下の【各申請受付停止期間の詳細】をご確認ください。

※申請期限までの申請到達の考え方について、それぞれ以下のとおりとなりますので期限に余裕をもって手続を進めていただきますよう、お願いいたします。

電子申請マイページ

ログイン
認定申請・定期報告

新規登録

ログインID・パスワードを忘れた方

インターネットを通じた申請ができない方

太陽光パネル型式リスト (PDF)

操作マニュアル

【参考様式】

1．新規申請手続における提出書類に係る参考様式

2．変更認定申請又は届出手続における提出書類に係る参考様式

1-1.ログイン/ログアウト

発行済みのユーザ名、パスワードを入力します

ログイン方法

FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

ログイン

(1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル（PDF、ZIP）が必須となります。
ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

(2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与（設備設置者のＩＤ・パスワードは、手続を行った登録者に発行しております。）されている
ログインＩＤ・パスワードにてログインをお願いいたします。

1

ログインID	abcd1234
パスワード	

[ログインID](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

2

ログイン

[ログイン]をクリックします

マイページ画面が表示されます

初めての方はこちらからユーザ登録ができます。 › 新規登録へ

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

1-1.ログイン/ログアウト

[ログイン]に成功するとマイページが表示されます

2-1.認定申請[認定申請入力]/太陽光【10kW未満】

以下の手順で登録を行います。

1．＜共通＞仮登録.pdfのP.2～16を参照し、必要事項を入力・選択します。

※以降は申請対象により手順が異なります※
※**説明会概要報告書**または**事前周知措置概要報告書**の入力方法については、
それぞれ以下を参照して入力してください。
説明会概要報告書：＜共通＞仮登録.pdfのP.41～42
事前周知措置概要報告書：＜共通＞仮登録.pdfのP.91

【仮登録が不要な場合】
2．本マニュアルの**P.5**以降を参照し、必要事項を入力・選択します。

【仮登録が必要な場合】
2．＜共通＞仮登録.pdfのP.17～31を参照し、必要事項を入力・選択します。
3．その後一定期間を経て**＜共通＞仮登録.pdf**のP.32～36を参照し、本登録へと進めます。
4．本登録へと進めた後は、本マニュアルの**P.5**以降を参照し、必要事項を入力・選択します。

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

「事業者情報」タブをクリックします

[事業者情報]を入力します

事業者情報

登記簿上の記載内容と一致させること。

事業者自身が入力されていますか？ 必須	本人 ・事業者の代 ・事業者本人	「新たに事業者を登録します」を選択する
事業者情報を編集する	☐	
設備利用者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方	
地方税法第七十二条の四に規定する法人	☐ 地方税法第七十二条の四に規定する法人 ※該当する場合にチェックをすること	

事業者自身が入力していない場合、または事業者情報を新たに入力したい場合は「本人でない」を選択します

※一度“本人でない”を選択して申請した場合は、
「新たに事業者を登録します」または「既に登録されている事業者を使用します」を選択します
※[本人でない]場合は委任状、印鑑証明が必要となります

[課税事業者の該否]の入力に進みます（マニュアルP.7へ）

事業者が、地方税法第七十二条の四に規定する法人である場合、チェックボックスにチェックを付けます

※該当しない方はチェックを付けないでください。該当しないのにチェックが付いたまま認定されても電力会社によっては認めてくれない場合があります

事業者情報を編集する場合は[事業者情報を編集する]にチェックを付けます

編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目はマニュアルP.6を参照して下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業者情報]を入力します

[個人]の場合

事業者名 必須	姓（ふりがな）: こじん　名（ふりがな）: たろう 姓: 個人　名: 太郎
事業者の住所（郵便番号）	〒 100 － 8931　住所反映
事業者の住所 必須	ふりがな: とうきょうとちよだくかすみがせき 都道府県: 東京都 市区町村: 千代田区 町名・番地: 霞が関１

編集可能な項目は限定されているため、編集可能な項目以外を編集したい場合は以下のいずれかの方法で新しく情報を登録してください。

①「事業者自身が入力されていますか？」で「本人でない」を選択する
②「事業者自身が入力されていますか？」で「本人でない」が選択されている状態で「新たに事業者を登録します」を選択する

※事業者自身で登録されている場合でも、編集可能な項目以外を編集したい場合は[本人でない]を選択して新しく登録してください

[法人]・[公共法人]の場合

事業者名 必須	事業者名（ふりがな）: かぶしきがいしゃほうじん 事業者名: 株式会社法人
法人番号 必須	法人番号を持っている場合、こちら（国税庁「法人番号公表サイト」）から検索してください。 法人番号を持っていない場合、「法人番号未取得」にチェックをしてください。 1234567890123 法人番号未取得 ☑
法人の代表者氏名 必須	役職: 代表取締役 ふりがな: だいひょう　たろう 氏名: 代表　太郎
事業者の住所（郵便番号）	〒 100 － 8931　住所反映
事業者の住所 必須	ふりがな: とうきょうとちよだくかすみがせき 都道府県: 東京都 市区町村: 千代田区 町名・番地: 霞が関１
法人の代表電話番号 必須	01-2345-6789

法人の役員情報

☐ 役員なし

No 必須	法人の役員氏名
1	役職: [全角文字] ふりがな: とうきょう　たろう [全角ひらがな] 氏名: 東京　太郎 [全角文字] 追加　コピー　削除

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業者情報]を入力します

[課税事業者の該否]を選択します

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、「**課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）**」を選択してください。

[法人番号／インボイス発行事業者の登録番号]を入力します

「**課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）**」を選択した場合、**法人番号**がある場合には**国税庁から指定・通知される13桁の法人番号**を、**インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）**である場合にはその**登録番号（「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字）**を入力してください。

※[事業者自身が入力されていますか？]で「本人でない」を選択した場合または[事業者自身が入力されていますか？]で「本人でない」が選択されている状態で「新たに事業者を登録します」を選択した場合で、[法人個人区分]を「法人」または「公共法人」とした場合、当該欄は事業者名欄の下に表示されます。（**P.14参照**）

[インボイス登録年月日]を入力します

「**課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）**」を選択した場合、インボイスの登録年月日を入力してください。

[事業者自身が入力されていますか？]で[本人]を選択した場合または[本人でない]が選択されている状態で「既に登録されている事業者を使用します」を選択している場合・・・[発電設備の出力]の入力に進みます（**マニュアルP.21へ**）

[事業者自身が入力されていますか？]で[本人でない]を選択した場合または[本人でない]が選択されている状態で「新たに事業者を登録します」を選択した場合・・・[法人個人区分]の選択に進みます（**マニュアルP.8へ**）

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合

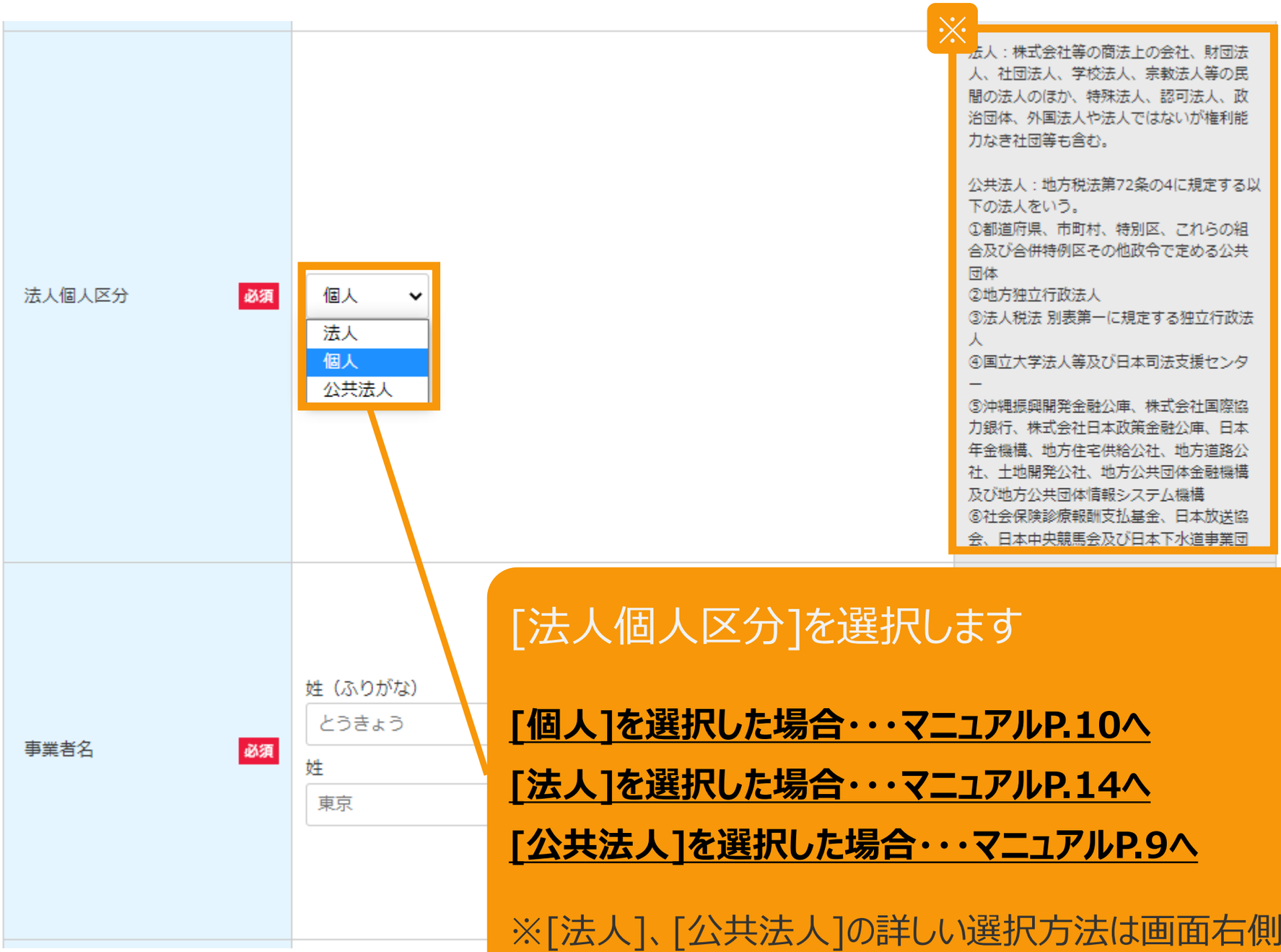

[法人個人区分]を選択します

[個人]を選択した場合･･･マニュアルP.10へ

[法人]を選択した場合･･･マニュアルP.14へ

[公共法人]を選択した場合･･･マニュアルP.9へ

※[法人]、[公共法人]の詳しい選択方法は画面右側の欄外をご覧下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[公共法人]

法人個人区分	必須	公共法人 ▾	法人：株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特殊法人、認可法人、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含む。 公共法人：地方税法第72条の4に規定する以下の法人をいう。 ①都道府県、市町村、特別区、これらの組合 土地開発公社、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構 ⑥社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団
公共法人詳細	必須	○ ①都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特例区その他政令で定める公共団体 ○ ②地方独立行政法人 ○ ③法人税法別表第一に規定する独立行政法人 ○ ④国立大学法人等及び日本司法支援センター ○ ⑤沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構及び地方公共団体情報システム機構 ○ ⑥社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団	

[公共法人詳細]を選択します

※マニュアルP.14[事業者情報]入力へ

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[個人]

[事業者名]
姓(ふりがな)･名(ふりがな)･･･(全角ひらがな)
姓･名･･･(全角文字)を入力します

※電力会社との電力受給契約と同じ名義を記載します
※本項目以下の事業者情報について、子メーター計測による発電設備の申請である場合は、既存認定発電設備の事業者情報と同一の内容を入力します
※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力します
※環境依存文字は入力出来ません
例） ￥＄％＋－±「」『』【】仝々〆○◇□△☆〒→←↑↓

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[個人]

[郵便番号](半角数字)を入力し、
「住所反映」ボタンをクリックします

該当する住所のポップアップ画面が表示されます
※郵便番号が分からない場合は欄外のリンクより検索し、入力します

住所を選択し「選択」ボタンをクリックします

[都道府県]・[市区町村]が自動入力されます

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[個人]

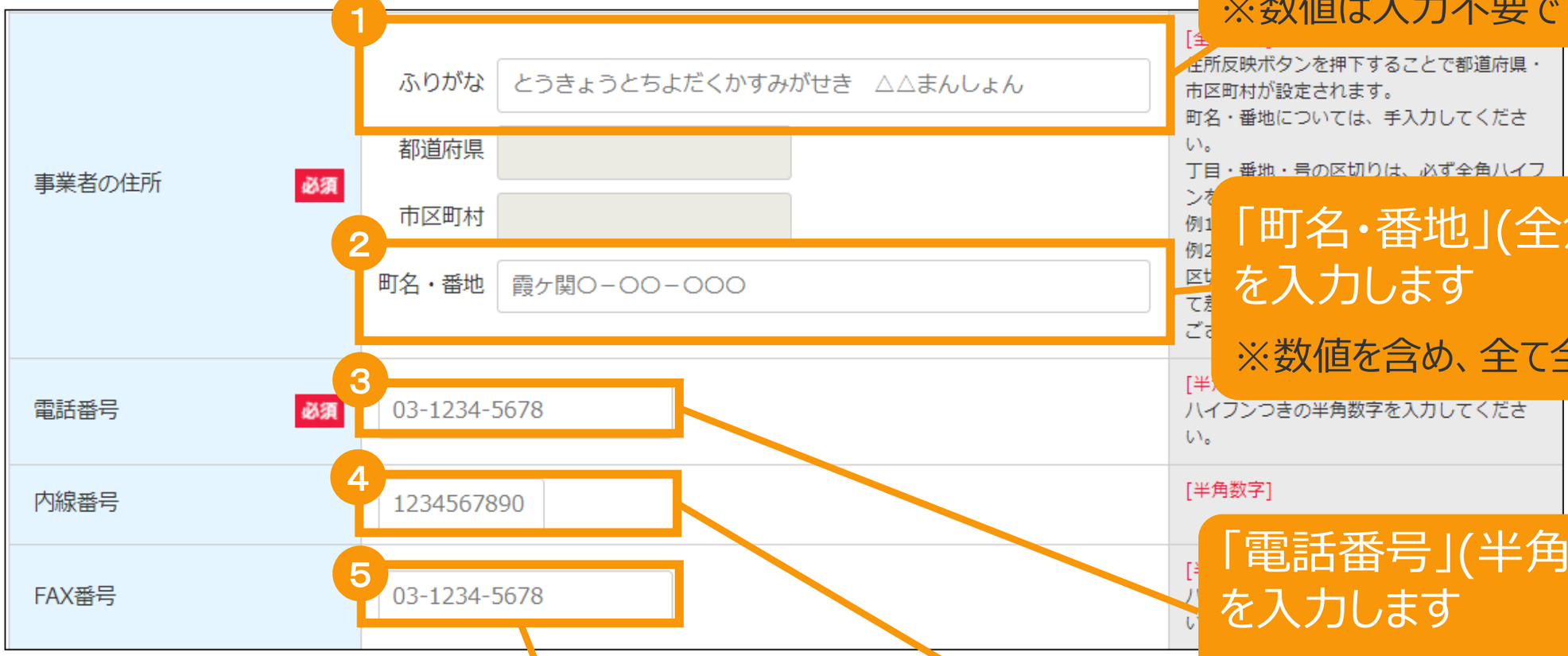

1 「ふりがな」(全角文字)
を入力します

※数値は入力不要です

2 「町名・番地」(全角文字)
を入力します

※数値を含め、全て全角で入力します

3 「電話番号」(半角数字)
を入力します

※ハイフンつきの半角数字を入力します

4 「内線番号」(半角数字)
を入力します(任意)

5 「FAX番号」(半角数字)
を入力します(任意)

※ハイフンつきの半角数字を入力します

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[個人]

[メールアドレス(確認)](半角英数)
を入力します

※確認のため、もう一度メールアドレスを入力します
※マニュアルP.21[発電設備の出力]入力へ

[メールアドレス](半角英数)
を入力します

※代行申請の場合、次の画面にて事業者の「印鑑証明書」と「その他」として事業者からの「委任状」を添付します
※[事業者のメールアドレスなし]にチェックをつけた場合は、登録者のメールアドレスが自動で設定されます

[メールアドレスに使用できる文字は下記のみです]

abcdefg.hijklmnopqrstuvwxyz!#$%&‘*/=?^_+-`{|}~0123456789

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]

事業者名	必須	1 事業者名（ふりがな） かぶしきがいしゃまるまるしすてむず 事業者名 株式会社〇〇システムズ
法人番号／インボイス発行事業者の登録番号	必須	2 法人番号を持っている場合、こちら（国税庁「法人番号公表サイト」）から検索してください。 法人番号を持っていない場合、「法人番号未取得」にチェックをしてください。 1234567890123 法人番号未取得 ☐

[事業者名]
事業者名(ふりがな)･･･(全角ひらがな)
事業者名･･･(全角文字)
を入力します

※事業者名は「㈱」等の略称文字や特殊文字を使用せず、「株式会社」等と記載します

は、既存認定発電設備の設置者情報と同一の内容を入力してください。
※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。
※ふりがなは、ひらがなで入力してください。

[半角数字13桁]

[法人番号／インボイス発行事業者の登録番号](半角数字13桁)を入力します

法人番号がある場合には国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を入力してください
※法人番号が不明な場合は「国税庁(法人番号公表サイト)」のリンクより、検索し入力してください
※法人番号を持っていない場合は「法人番号未取得」にチェックをしてください（なお「課税事業者に該当する（インボイス発行事業者に該当する）」を選択している場合は未取得をチェックすることはできません。

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]

法人の代表者氏名	必須	役職 ふりがな　とうきょう　たろう 氏名　東京　太郎	[全角文字] 「代表権のある代表者名」を入力してください。 入力できない文字がある場合は、カタカナで入力してください。

「法人の代表者氏名」(全角文字)
を入力します

※入力できない文字がある場合は、カタカナで入力します
※環境依存文字は入力出来ません
例）￥＄％＋－±「」『』【】仝々〇◇□△☆〒→←↑↓

※合同会社の場合は以下のとおり入力します
役職：代表社員
氏名：株式会社〇〇　お名前

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]

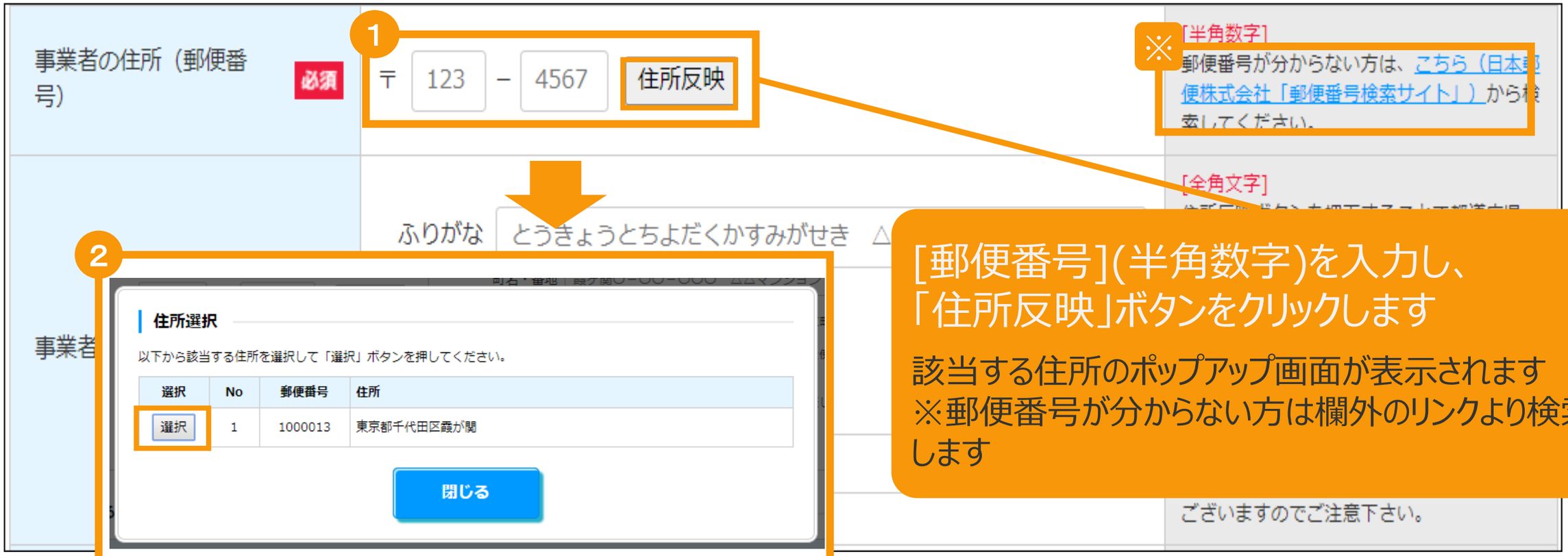

[郵便番号](半角数字)を入力し、
「住所反映」ボタンをクリックします

該当する住所のポップアップ画面が表示されます
※郵便番号が分からない方は欄外のリンクより検索します

住所を選択し「選択」ボタンをクリックします

[都道府県]・[市区町村]が自動入力されます

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]

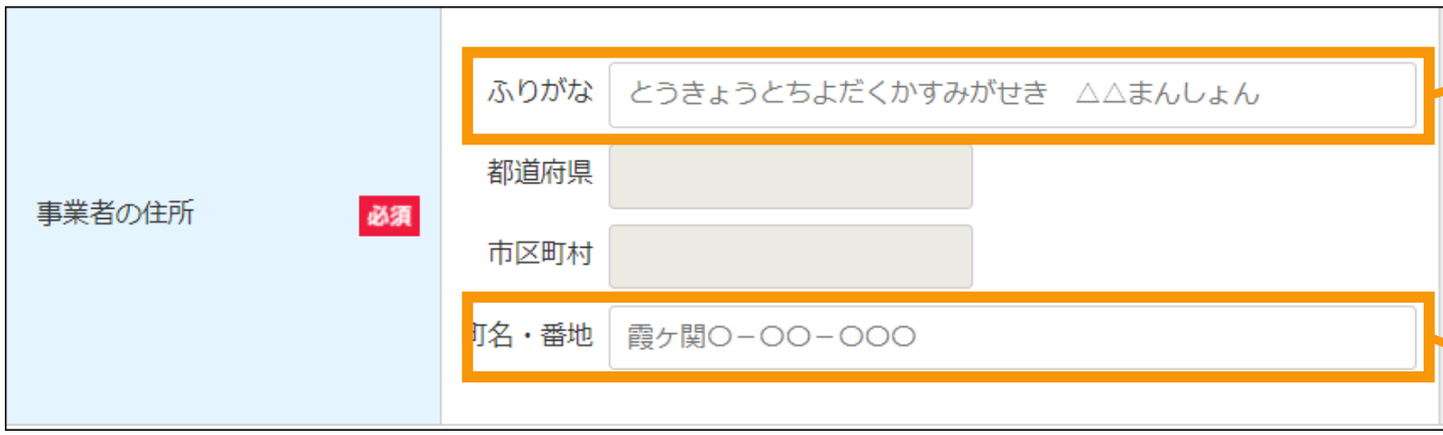

「ふりがな」(全角文字)
を入力します

※数値は入力不要です

「町名・番地」を入力します

※数値を含め、すべて全角で入力します

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]

「法人の代表電話番号」(半角数字)を入力します

※ハイフンつきの半角数字を入力します

「法人の代表連絡先メールアドレス」を入力します

※法人の代表連絡先メールアドレスがない場合は、担当者のメールアドレスを入力します

「法人の代表連絡先メールアドレス（確認）」を入力します

「担当者の氏名」(全角文字)を入力します

「担当者連絡先電話番号」(半角数字)を入力します

※ハイフンつきの半角数字を入力します

「担当者連絡先内線番号」(半角数字)を入力します(任意)

「担当者連絡先FAX番号」(半角数字)を入力します(任意)

※ハイフンつきの半角数字を入力します

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業者情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]

担当者連絡先メールアドレス 必須	fit-mail@fit-portal.go.jp ☐ 事業者のメールアドレスなし ※登録者のメールアドレスが自動で設定されます	[半角英数字] ※申請等の審査結果等に係る連絡は本メール宛てに行います。
担当者連絡先メールアドレス（確認） 必須	fit-mail@fit-portal.go.jp	

[メールアドレス(確認)](半角英数)
を入力します

※確認のため、もう一度メールアドレスを入力します

[メールアドレス](半角英数)
を入力します

※代行申請の場合、次の画面にて事業者の「印鑑証明書」と「その他」として事業者からの「委任状」を添付します
※[事業者のメールアドレスなし]にチェックをつけた場合は、登録者のメールアドレスが自動で設定されます

[メールアドレスに使用できる文字は下記のみです]

abcdefg.hijklmnopqrstuvwxyz!#$%&‘*/=?^_+-`{|}~0123456789

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[法人の役員情報]を入力します

[本人でない]を選択した場合/[法人][公共法人]

[役員なし]チェック

※登録する役員がいない場合のみ、役員なしにチェックを付します。

「追加」：複数の[法人の役員情報]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合は削除できません)

[役職](全角文字)
[氏名(ふりがな)](全角ひらがな)
[氏名](全角文字)
を入力します

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[発電設備の出力]を入力します

「発電設備情報」タブをクリックします

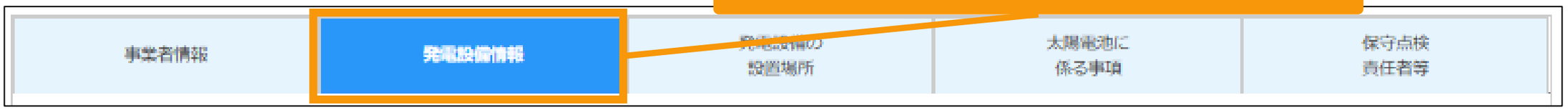

[発電設備の出力(kW)]
(半角数字)を入力します

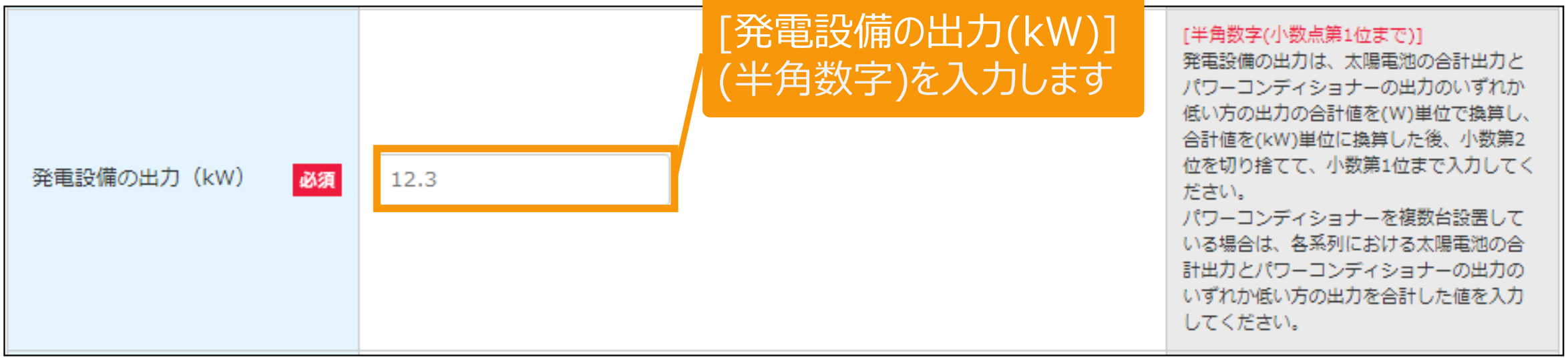

[発電側託送供給料金の支払者]に該当する場合はチェックをします

[最大受電電力（kW）](半角数字)を入力します

※発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を入力します

※小数点第三位以下を切り捨て、小数点第二位まで入力します。

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[複数太陽光発電設備設置事業の該当性]を選択します

[屋根貸し事業者の方]の場合

[複数太陽光発電設備設置事業の該当性] を選択します

※欄外の説明をよく確認の上、該当する選択肢を正しく選択してください

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[パワーコンディショナーの自立運転機能の有無]、[給電用コンセントの有無]を入力します

[屋根貸し事業者の方]かつ[第一種複数太陽光発電設備設置事業]の場合

[パワーコンディショナーの自立運転機能の有無]を選択します

※2020年度以降の申請は必ず”有”を選択して申請いただく必要があります

※”有”を選択すると、入力欄に入力できるようになるのでそれぞれ入力してください

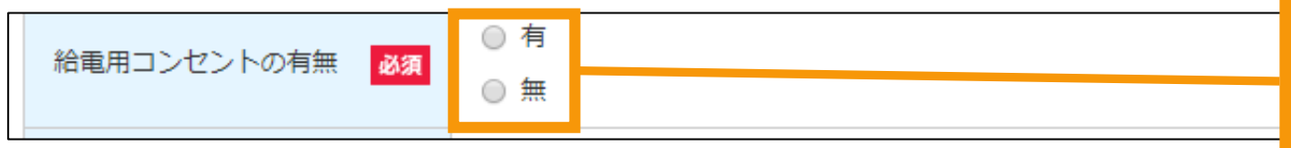

[給電用コンセントの有無]を選択します

※2020年度以降の申請は必ず”有”を選択して申請いただく必要があります

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[発電設備の名称]を入力します

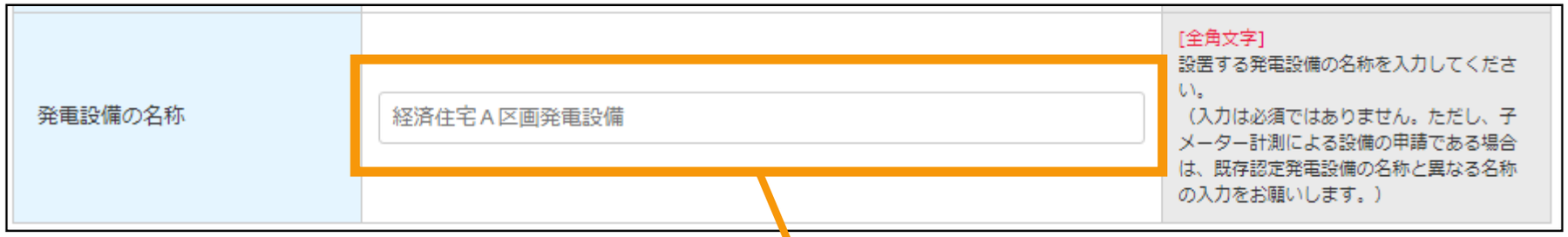

[発電設備の名称] (全角文字)
を入力します(任意)

設置する発電設備の名称を任意に入力します
(入力は任意ですが、子メーター計測による設備の申請である場合は、既存認定発電設備の名称と異なる名称を入力します)

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

「発電設備の設置場所」タブをクリックします

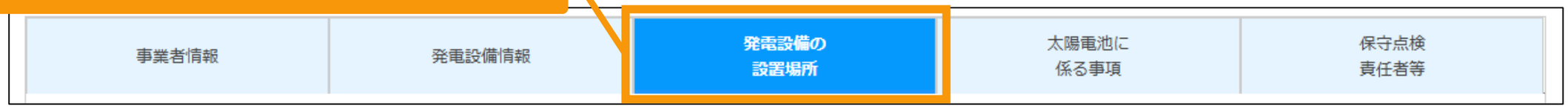

[発電設備の設置場所に係る情報]を入力します

※本画面では代表地番のみ入力可能です。代表地番以外を入力する場合は**設置場所入力画面（P.51）**にて入力してください。

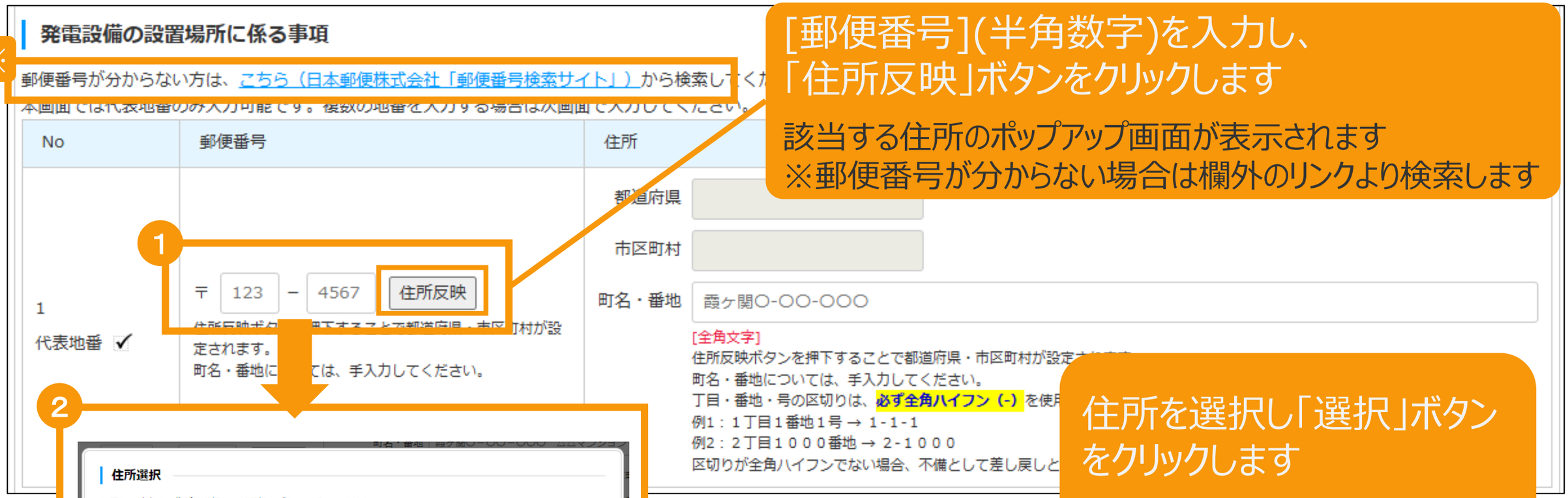

[郵便番号](半角数字)を入力し、「住所反映」ボタンをクリックします

該当する住所のポップアップ画面が表示されます
※郵便番号が分からない場合は欄外のリンクより検索します

住所を選択し「選択」ボタンをクリックします

都道府県・市区町村が自動入力されます
※[町名・番地](全角文字)は自動入力されないので手入力します

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[太陽光発電設備の設置形態]を入力します(1/2)

太陽光発電設備の設置形態 必須

屋根設置 ☐

○ 既設の建物等　○ 建設中・予定の建物等

建物の所有

○ 事業者が所有　○ 事業者以外が所有　○ 事業者が事業者以外と共有

建物の種類

-- なし --

地上設置 ☐

○ 野立て　○ 営農型　○ 水上

土地の所有

☐ 事業者が所有　☐ 事業者以

建物とは、原則として、不動産登記法111条「建物は、屋根及び個壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない。」に該当するものを指しますが、このほか、壁や車庫等に設置する場合も建物設置を選択して下さい。

[太陽光発電設備の設置形態]を選択します

[屋根設置]又は[地上設置]を選択します
どちらにも該当する場合は両方を選択します

※建物とは、原則として不動産登記規則111条「建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない」に該当するものを指しますが、この他に、壁や車庫等に設置する場合も建物設置を選択します

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[太陽光発電設備の設置形態]を入力します(2/2)

[屋根設置]を選択された場合(1/2)

①[既設の建物等]又は[建設中・予定の建物等]のいずれかを選択します

②[事業者が所有]
[事業者以外が所有]
[事業者が事業者以外と共有]
のいずれかを選択します

<u>※添付が必要な書類については、マニュアルP.58参照</u>

[屋根設置]を選択された場合(2/2)

③[建物の種類]を一覧より選択します

※[その他]を選択された場合は、詳細(全角文字)を記入します

(例：車庫、倉庫等)

[地上設置]を選択された場合

①[野立て]、[営農型]、[水上]のいずれかを選択します
②[事業者が所有]
[事業者以外が所有]
[事業者が事業者以外と共有]
の該当する選択肢を選択します

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[太陽電池に係る事項]を入力します(1/5)

「太陽電池に係る事項」タブをクリックします

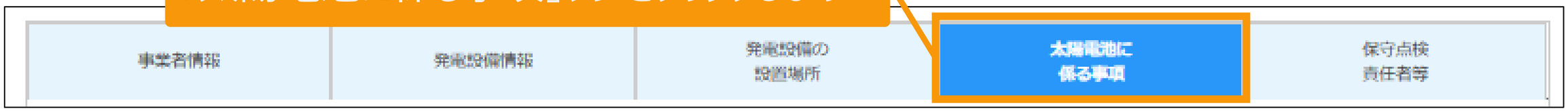

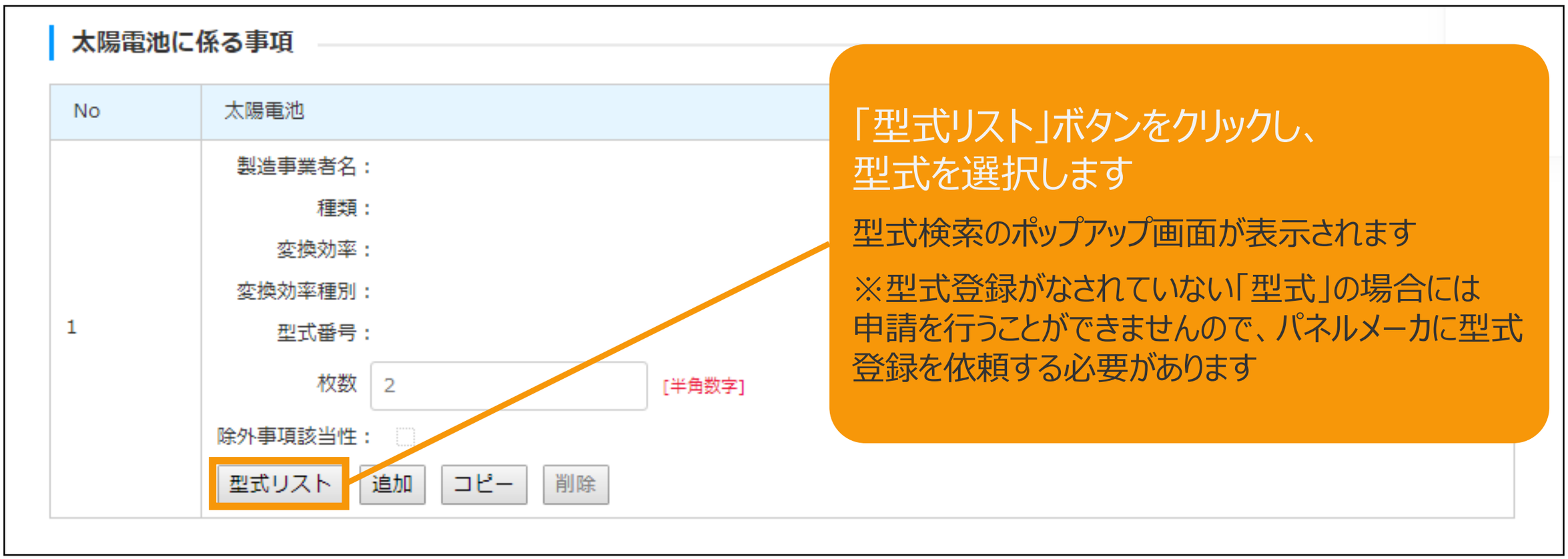

「型式リスト」ボタンをクリックし、型式を選択します

型式検索のポップアップ画面が表示されます

※型式登録がなされていない「型式」の場合には申請を行うことができませんので、パネルメーカに型式登録を依頼する必要があります

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[太陽電池に係る事項]を入力します(2/5)

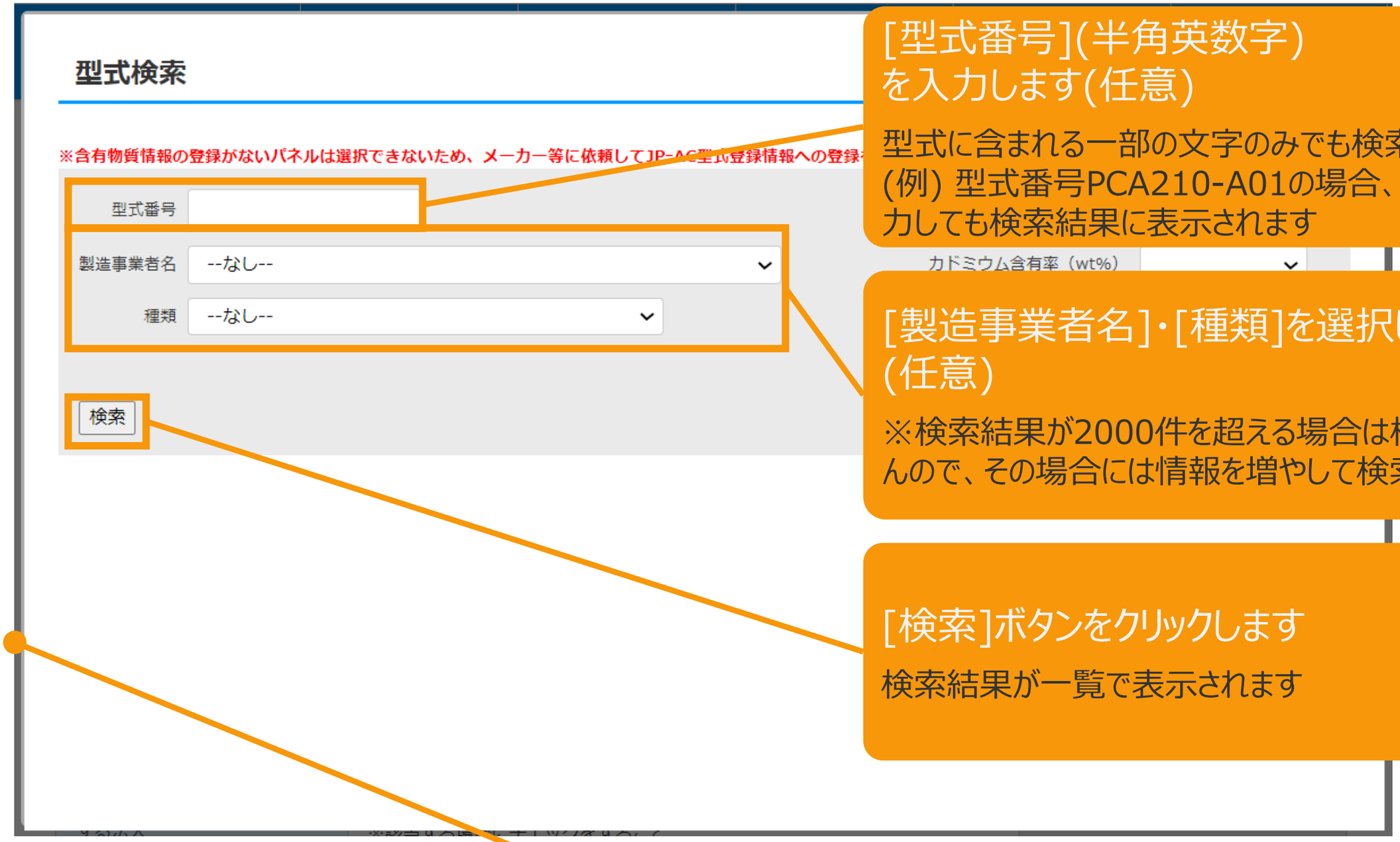

[型式番号](半角英数字)
を入力します(任意)

型式に含まれる一部の文字のみでも検索可能です
(例) 型式番号PCA210-A01の場合、A210と入力しても検索結果に表示されます

[製造事業者名]・[種類]を選択します
(任意)

※検索結果が2000件を超える場合は検索できませんので、その場合には情報を増やして検索します

[検索]ボタンをクリックします

検索結果が一覧で表示されます

※検索を途中で中止する場合は画面外をクリックします
ポップアップ画面が閉じ、情報入力画面に戻ります

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[太陽電池に係る事項]を入力します(3/5)

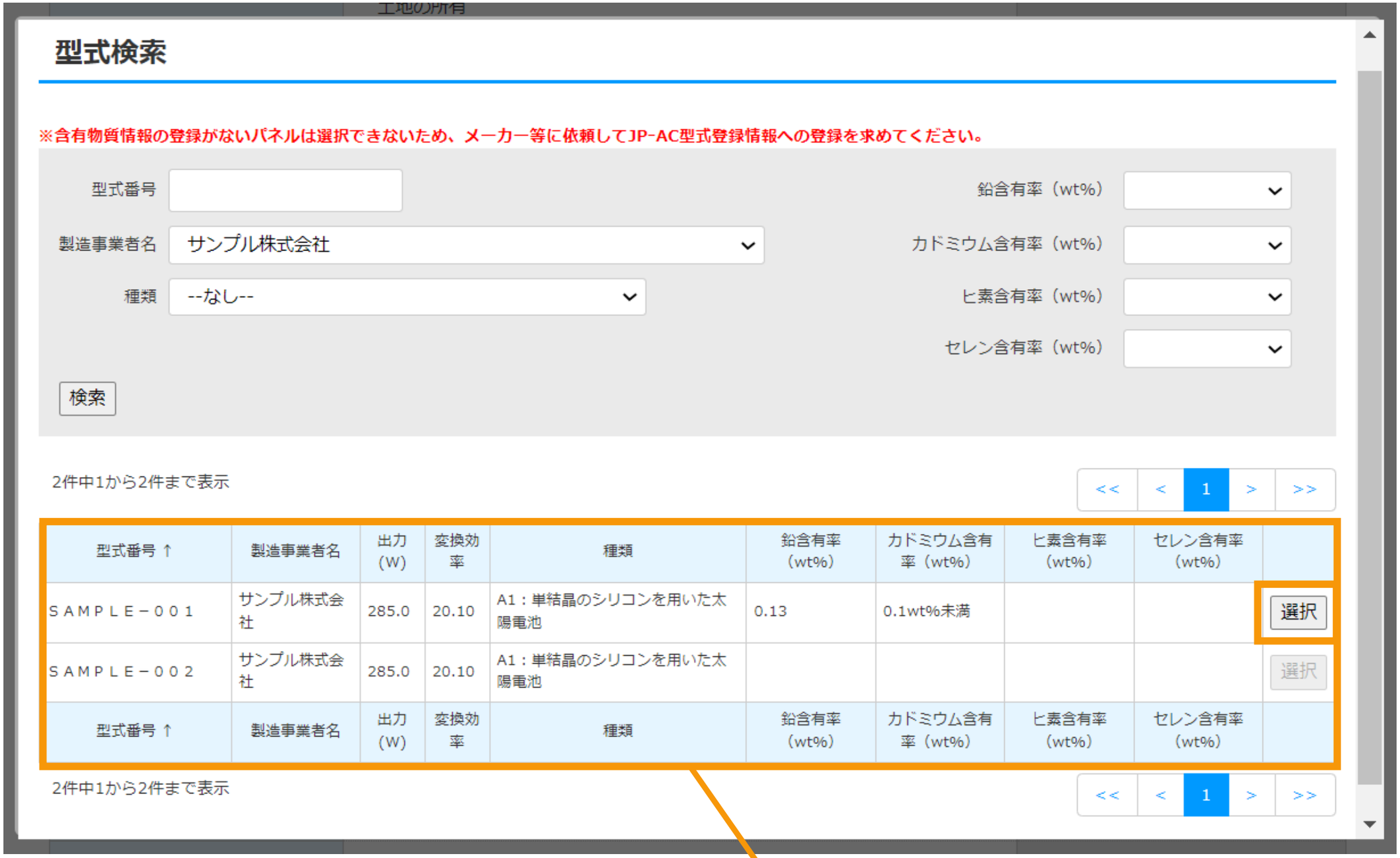

該当する型式の[選択]ボタンをクリックします

選択した型式が自動入力されます

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[太陽電池に係る事項]を入力します(4/5)

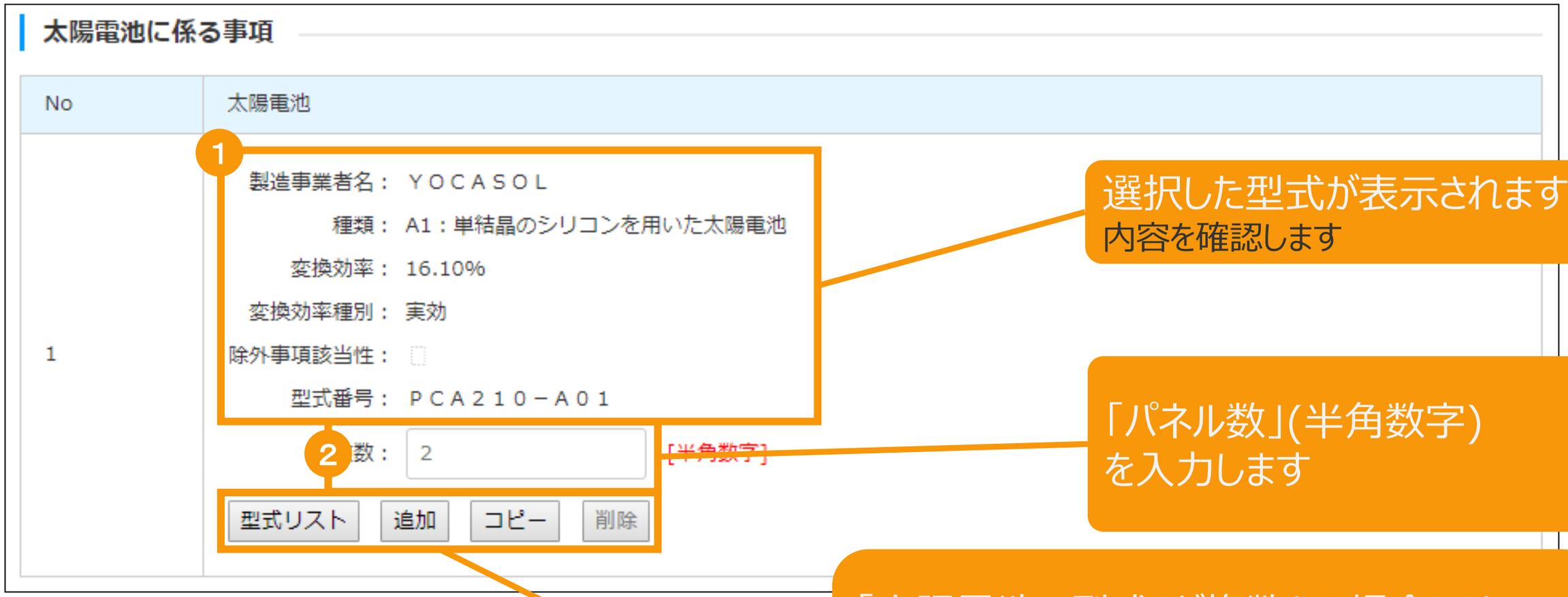

選択した型式が表示されます
内容を確認します

「パネル数」(半角数字)
を入力します

「太陽電池の型式」が複数ある場合には
すべての型式を選択します

「型式リスト」：型式のリストを開き、検索ができます
「追加」：複数の[型式]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合は削除できません)

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[太陽電池に係る事項]を入力します(5/5)

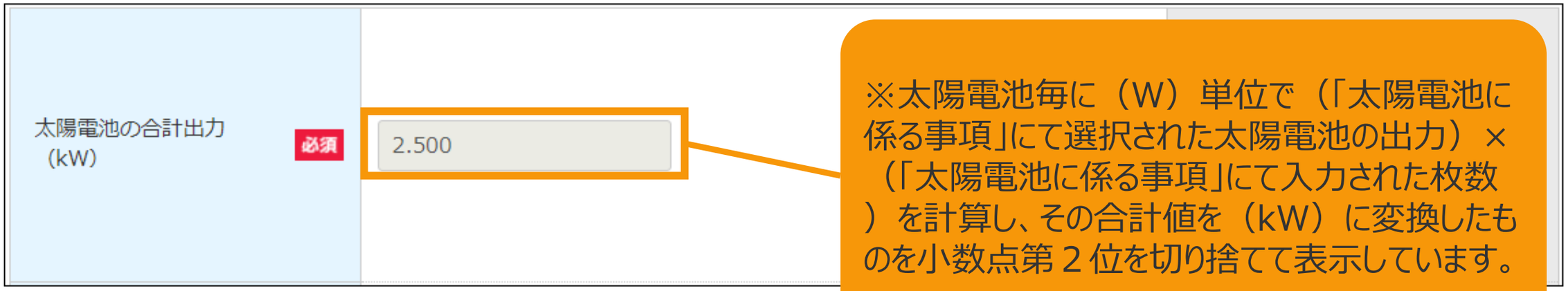

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[構造図・配線図]を入力します

構造図 必須	申請する太陽光発電設備の構造が標準構造図と同じ場合は、以下の選択リストの「標準構造図と同じ」を選択してください。 異なる場合は「標準構造図と異なる」を選択してください。 尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は「標準構造図と異なる」を選択してください。 2 --なし-- --なし-- 標準構造図と同じ 標準構造図と異なる	1 標準構造図と異なる場合は、申請する設備に係る構造図を様式に記載の上、書類を添付してください。 尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は、押上げ効果が無いことを示す構造図とともに押上げ効果が無いことを示す技術資料も合わせて添付してください。
配線図 必須	配線が標準配線図と同じ場合は、以下の選択リスト 選択してください。 異なる場合は「標準配線図と異なる」を選択してください。 尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は「標準配線図と異なる」を選択してください。 --なし--	標準配線図 と異なる場合は、申請する設備に係る配線図を様式に記載の上、書類を添付してください。 尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は、押上げ効果が無いことを示す配線図とともに押上げ効果が無いことを示す技術資料も合わせてご提出ください。

[構造図][配線図]を選択します

①欄外の[標準構造図] [標準配線図]のリンクより[標準構造図] [標準配線図]を確認します
②設備の構造が標準構造図、標準配線図と同じ場合は[標準構造図と同じ][標準配線図と同じ]を選択します
異なる場合は[標準構造図と異なる] [標準配線図と異なる]を選択します

※[標準構造図と異なる] [標準配線図と異なる]を選択した場合、申請する設備の構造図、配線図を
「様式(５０ｋW未満の太陽光発電設備認定申請に係る構造図連絡票)」
「様式(５０ｋW未満の太陽光発電設備認定申請に係る配線図連絡票)」
に記載の上、後ほど表示される書類添付の画面より添付します
様式は欄外の[様式]リンクよりダウンロード可能です

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[配線方法]、[自家発電設備等の設置の有無]を入力します

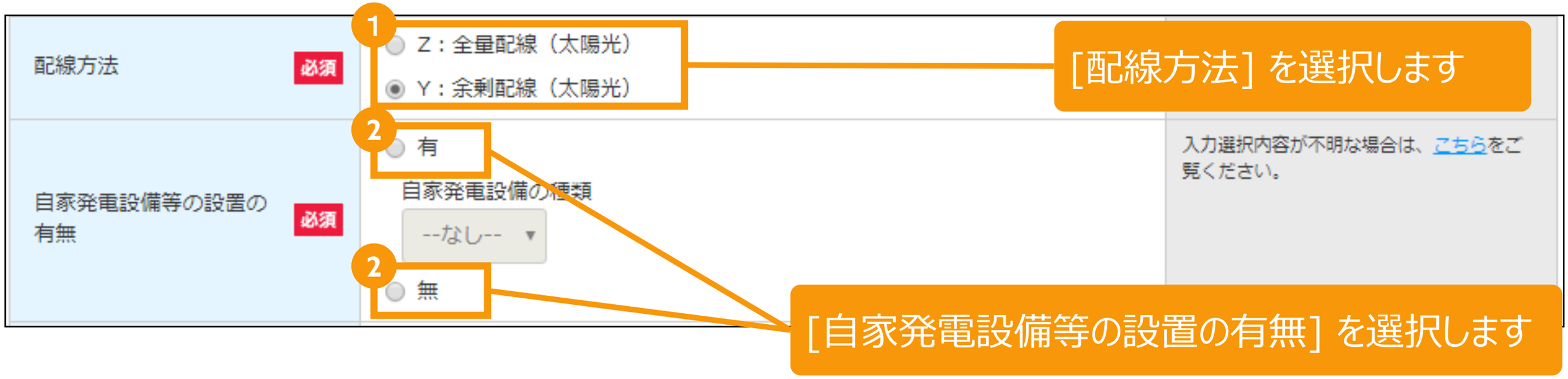

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[自家発電設備等の設置の有無]を入力します

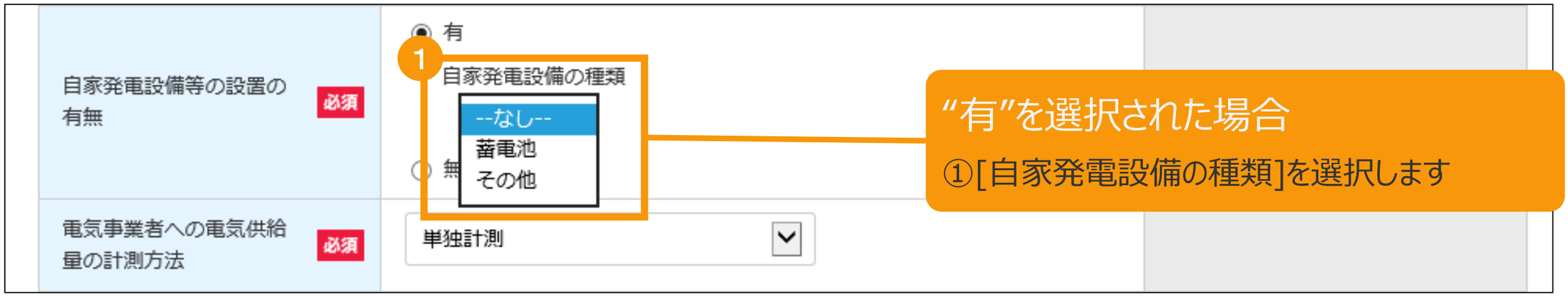

“有”を選択された場合

①[自家発電設備の種類]を選択します

[蓄電池]を選択して、自ら太陽光発電設備を設置される方の場合

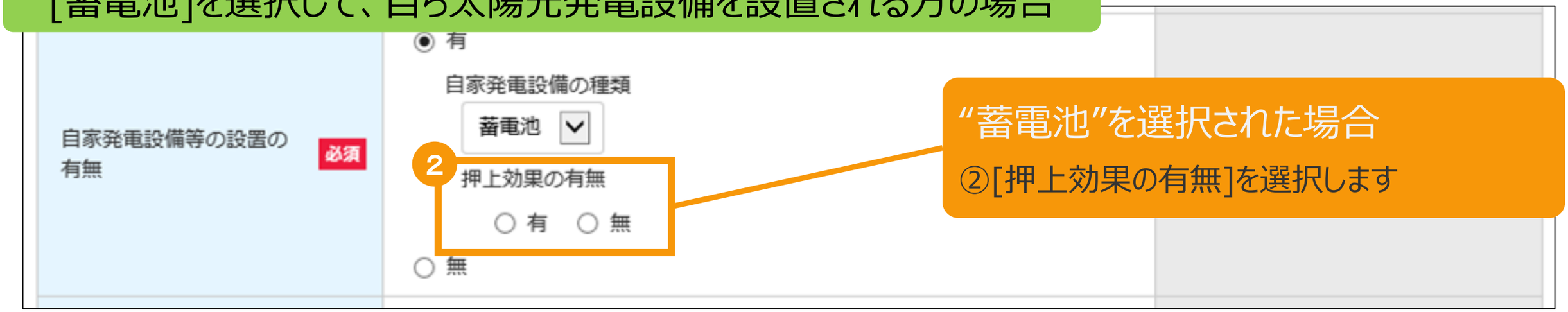

“蓄電池”を選択された場合

②[押上効果の有無]を選択します

[その他]を選択して、自ら太陽光発電設備を設置される方の場合

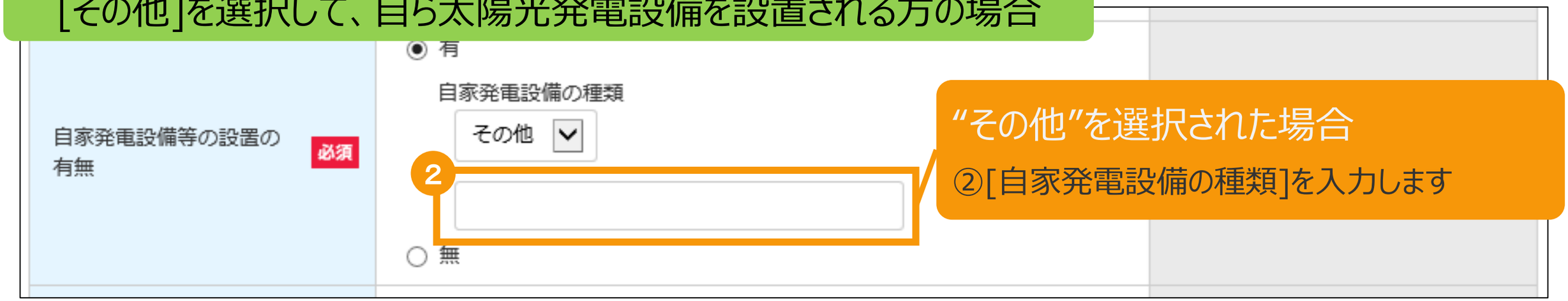

“その他”を選択された場合

②[自家発電設備の種類]を入力します

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[自家発電設備等の設置の有無]を入力します

[蓄電池]を選択して、屋根貸し事業者の方の場合

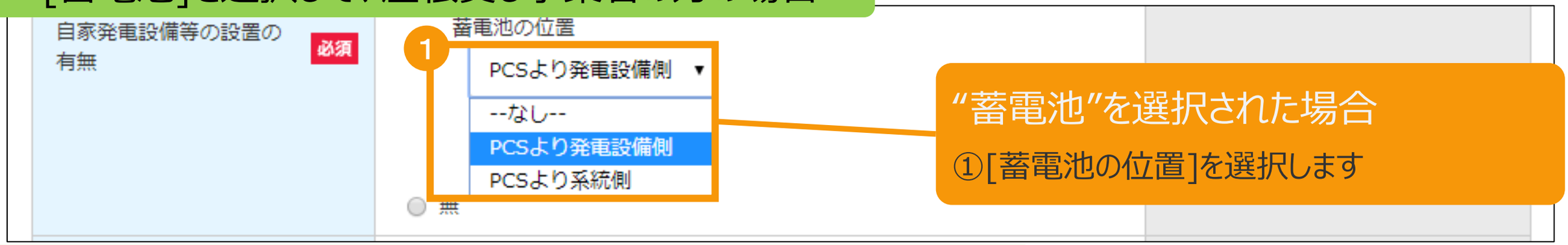

“蓄電池”を選択された場合

①[蓄電池の位置]を選択します

[PCSより発電設備側]を選択して、屋根貸し事業者の方の場合

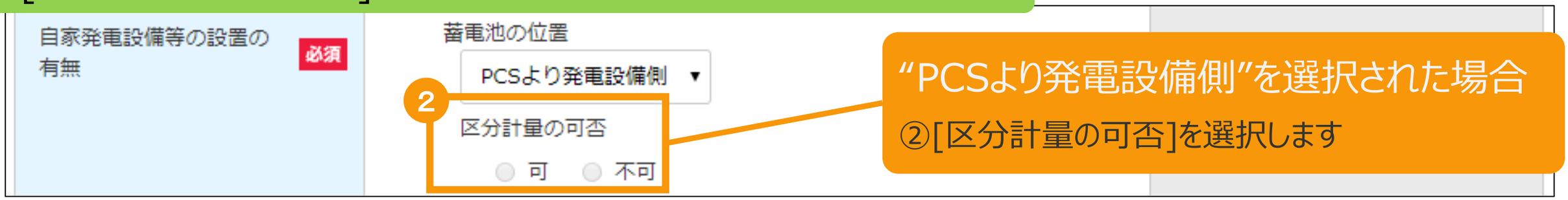

“PCSより発電設備側”を選択された場合

②[区分計量の可否]を選択します

[その他]を選択して、屋根貸し事業者の方の場合

“その他”を選択された場合

③[自家発電設備の種類]を入力します

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[電気事業者への電気供給量の計測方法]を入力します

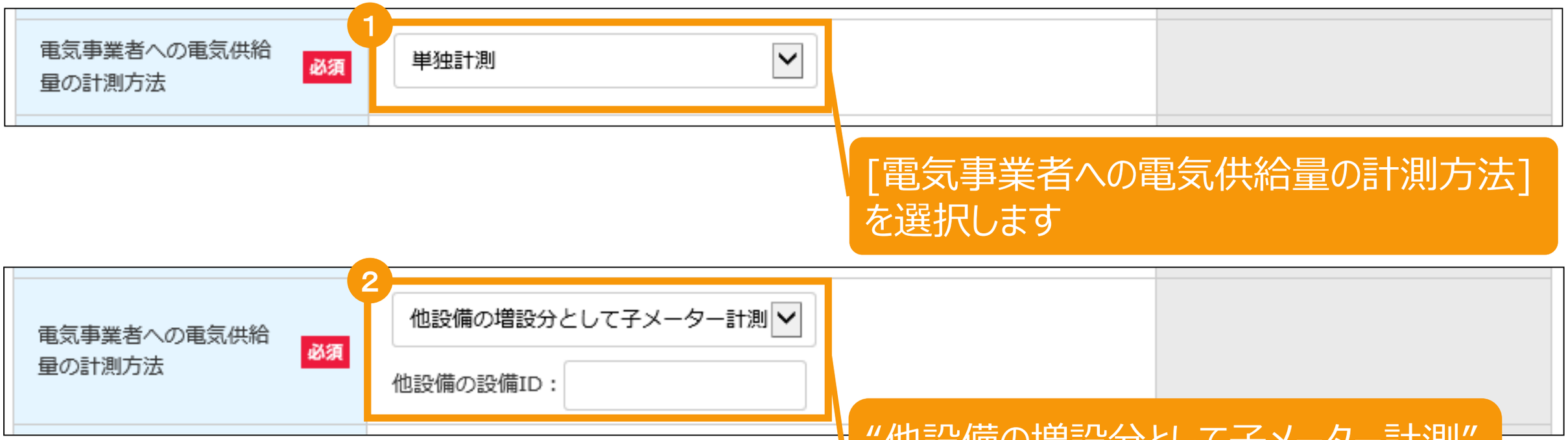

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[系統接続に係る事項]を入力します(1/2)

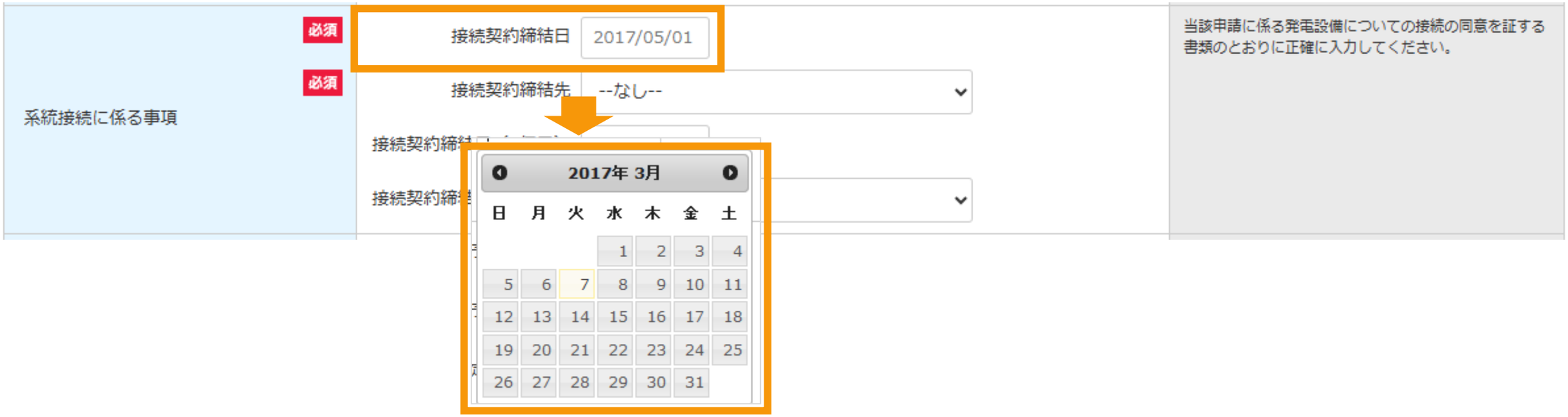

[接続契約締結日] を入力します

※当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類の通りに正確に入力します
※接続契約締結日に未来日は入力できません

《入力方法》
記入枠内をクリックするとカレンダーが表示されますので、カレンダーより接続契約締結日を選択します

直接入力も可能ですが、その場合は、下記の形式で入力します
(記入例)2017年6月1日の場合→2017/06/01

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[系統接続に係る事項]を入力します(2/2)

系統接続に係る事項	必須	接続契約締結日	2017/05/01
	必須	接続契約締結先	--なし--
		接続契約締結日（2個目）	
		接続契約締結先（2個目）	
事業実施工程	必須	設置工事開始予定日	
		系統連系予定日	
		運転開始日（又は予定日）	
		設備廃止予定日	

当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に入力してください。

--なし--
北海道電力
北海道電力ネットワーク
東北電力
東北電力ネットワーク
東京電力パワーグリッド
中部電力
中部電力パワーグリッド
北陸電力

[接続契約締結先]を選択します

系統接続に係る事項	必須	接続契約締結日	2017/05/01
	必須	接続契約締結先	--なし--
		接続契約締結日（2個目）	2017/05/01
		接続契約締結先（2個目）	--なし--

当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に入力してください。

※部分買取の案件の申請の場合はそれぞれの2個目欄に特送等の情報を入力します
※1個目の欄には必ず一送の情報を入力してください

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[事業実施工程]を入力します

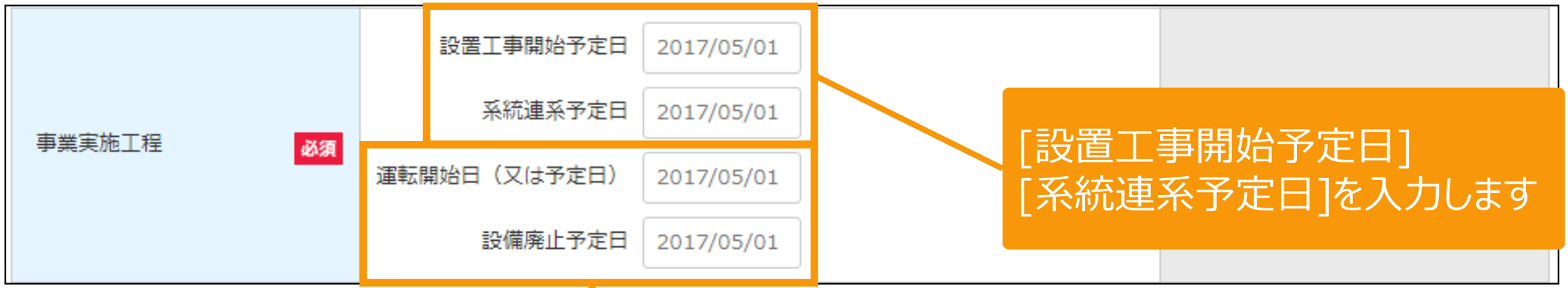

[設置工事開始予定日]
[系統連系予定日]を入力します

[運転開始日(又は予定日)]
[設備廃止予定日]
を入力します

※直接入力も可能ですが、その場合は、下記例の形式で入力します
(記入例)2017年6月1日の場合→2017/06/01

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[保守点検責任者]、[保守点検及び維持管理計画]を入力します(1/3)

「保守点検責任者等」タブをクリックします

[法人個人区分]を入力します

[法人]を選択した場合…

※マニュアルP.43へお進み下さい

[個人]を選択した場合…

※マニュアルP.44へお進み下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[保守点検責任者]、[保守点検及び維持管理計画]を入力します(2/3)

[法人]を選択した場合

[法人名](全角文字)
[法人番号](半角数字13桁)
[責任者氏名](全角文字)
[所属・役職](全角文字)
[電話番号](半角数字)
[内線番号](半角数字)
を入力します

※電話番号はハイフン付きの半角数字で記入して下さい
※法人番号をお持ちの場合は「国税庁(法人番号公表サイト)」のリンクより、検索し入力をして下さい

[保守点検及び維持管理計画]を入力します

※保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）についてできる限り具体的に、255文字以内で入力して下さい
※255文字を超える場合など別紙により提出する場合は、「別紙あり」にチェックをし、書類添付画面にて保守点検及び維持管理計画に関する書類を添付してください。

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[保守点検責任者]、[保守点検及び維持管理計画]を入力します(3/3)

[個人]を選択した場合

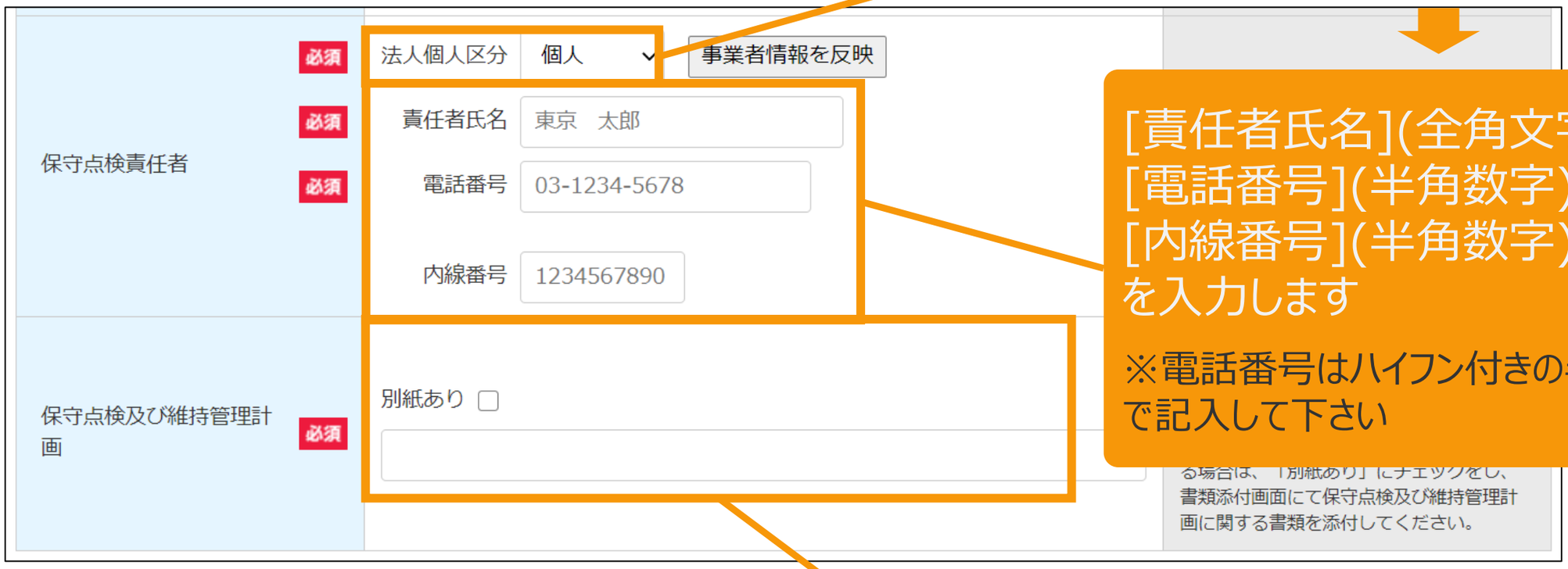

[責任者氏名](全角文字)
[電話番号](半角数字)
[内線番号](半角数字)
を入力します

※電話番号はハイフン付きの半角数字で記入して下さい

[保守点検及び維持管理計画]を入力します

※保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）についてできる限り具体的に、
255文字以内で入力して下さい
※255文字を超える場合など別紙により提出する場合は、「別紙あり」にチェックをし、
書類添付画面にて保守点検及び維持管理計画に関する書類を添付してください。

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[自家消費等計画]を入力します

[屋根貸し事業者の方]かつ[第一種複数太陽光発電設備設置事業]の場合

自家消費等計画	必須	当該発電設備における年間発電量の見込み（kWh/年）	12.3
		自家消費等の量の見込み（kWh/年）	12.3
		自家消費等の用途	
		前年の電力消費量（kWh/年）	12.3
		自家消費等の比率（%）	

「自家消費等の比率（%）」は（（「年間自家消費量の見込み」にて入力された値）÷（「年間発電量の見込み」にて入力された値）×100）を計算し、表示しています。
「前年の電力消費量（kWh/年）」には前年実績が無い場合は「0」を入力してください。

[自家消費等計画]を入力します

※「自家消費等の比率（%）」は、
（「年間自家消費量の見込み」にて入力された値）÷（「年間発電量の見込み」にて入力された値）×100）の計算式で自動計算されます

※「前年の電力消費量（kWh/年）」には前年実績が無い場合は「0」を入力して下さい

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[解体等に要する費用]を入力します

[屋根貸し事業者の方]以外 の場合

積立て対象外のチェックボックスにチェックを入れて下さい

屋根貸し事業者の方以外は、廃棄費用の積立の対象外となります。確認のうえ、チェックをつけて下さい。

[屋根貸し事業者の方] の場合

外部積立てのチェックボックスにチェックを入れて下さい

屋根貸し事業者の方は、外部積立ての対象となります。確認のうえ、チェックをつけて下さい。

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

[必要な許認可]を選択します

必要な許認可

必要な許認可	必須	☐ 森林法 ☐ 盛土規制法 ☐ 砂防法 ☐ 地すべり法 ☐ 急傾斜地法 ☐ 上記のうち該当するものはなし	第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合は当該法律の欄にチェックをお願いします。

必要な許認可がある場合当該法律のチェックボックスにチェックを入れて下さい

該当するものがない場合は、「上記のうち該当するものはなし」にチェックをつけて下さい。

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

遵守事項の確認をします

[屋根貸し事業者の方]かつ[第一種複数太陽光発電設備設置事業]以外の場合

遵守事項

- [ ] 事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。
- [ ] 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。
- [ ] 特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。
- [ ] 電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。
- [ ] 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。
- [ ] この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。
- [ ] 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- [ ] 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。
- [ ] この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを付けます

※遵守事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

遵守事項の確認をします

[屋根貸し事業者の方]かつ[第一種複数太陽光発電設備設置事業] の場合

遵守事項

- [ ] 事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。
- [ ] 再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。
- [ ] 特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。
- [ ] 電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。
- [ ] 安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。
- [ ] この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。
- [ ] 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- [ ] 再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。
- [ ] 当該太陽光発電設備（１０ｋW以上２０ｋW未満の屋根設置且つ建物の種類が共同住宅の設備を除く。）において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０%について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
- [ ] この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。
- [ ] 申請時又は運転開始までに検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備で複数太陽光発電設備設置事業を営む場合のみ】

遵守事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを付けます

※遵守事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

2-3.認定申請登録[情報入力]/太陽光【10kW未満】

確認事項を確認し、入力した内容を確認します

確認事項

下記の確認事項について、登録者ではなく事業者本人
なお、本システムでご記入いただいた住所、氏名、連
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措
ん。

※事業者の名義等を無断で使用し、申請すること

（利用目的）
・収集した情報は、本サイトが提供するサービスを円滑に実施するための参考として利用します。
・収集した情報は、申請いただいた内容に関する連絡・確認のために利用する場合があります。なお、これらの情報は、申請いただいた内容に応じ、経済産業省及び資源エネルギー庁内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。
・収集した情報は、官民データ活用推進基本法でのオープンデータ基本指針に基づき、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当でない情報を除いたものをオープンデータと定義し、API公開の是非を検討する可能性があります。API公開を行う場合には、特定の個人・法人を識別できないように、及びその作成に用いる保有個人・法人情報を復元して特定の個人・法人を再識別することができないように加工して行うものとします。

1

- [ ] 上記利用目的に同意します。
- [ ] 本システムを通じた経済産業大臣への認定申請については、代行申請機関に委任して行います。
- [ ] 認定申請に不備がある場合には、申請書等の形式要件が満たされていないため、経済産業大臣への認定申請が行われない
- [ ] 示された期間までに不備が解消できない等の場合は、申請書等の形式要件が満たされていないため、申請を取り下げます
- [ ] 虚偽の申請がされる等、代行申請機関の責めに帰すべきものではない事由により、認定が取り消された場合、代行申請機
- [ ] 当該申請を巡り、事業者と登録者の間に生じた紛争については、国及び代行申請機関は一切関知せず、責任も及ばないこ
- [ ] 当該申請の発電設備の設置場所において、既に認定を受けた事業計画はありません。

戻　る

2

内容確認

確認事項をよく確認した上で、チェックボックスにチェックを入れて下さい

確認事項について登録者ではなく事業者本人が確認し、
事業者の同意を十分に得た上で登録手続きを行います

※確認事項全てに同意いただけない場合は申請を行うことはできません

「内容確認」
ボタンをクリックします

内容確認画面へ進みます

※この時点ではまだ申請手続きは完了していません

2-4.認定申請登録[内容確認]/太陽光【10kW未満】

登録内容を確認します

入力内容に誤りがないかどうか確認します

こちらのサンプル画像は、
実際の画像の一部を省略しています

事業者情報

事業者自身が入力されていますか？	本人
設備利用者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方
地方税法第七十二条の四に規定する法人	✓ 地方税法第七十二条の四に規定する法人 ※該当する場合にチェックをすること
事業者のログインID	
保守点検及び維持管理計画	別紙

この時点では、申請されていません。
内容を確認し、問題がなければ「保存して次に進む」
ボタンをクリックすると、登録者と事業者が違う場合、

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

P.51へお進みください

※修正する場合は「戻る」ボタンをクリックします

※注意
ボタンをクリックすると、登録者と事業者が違う場合、事業者の方にID登録のメールが送信されます

戻　る

保存して次に進む

2-5.設置場所入力/太陽光【10kW未満】

代表地番以外の発電設備の設置場所を入力します。

代表地番は本画面では編集できません。
認定申請登録画面で編集してください。

「追加」：複数の[設置場所]を登録する際に使用します
「コピー」：作成している情報を複製します
「削除」：対象の情報を削除します
(1件の場合と代表地番は削除できません)

「一括追加」：入力された件数分、行を追加します。
「一括コピー」：入力された件数分、行を複製します。
※以下の場合5件追加、コピーします。

2-5.設置場所入力/太陽光【10kW未満】

郵便番号表記のない場所に、発電設備を設置する場合

2-5.設置場所入力/太陽光【10kW未満】

代表地番以外の発電設備の設置場所を入力します。

No	郵便番号	住所
398 代表地番	〒 100 － 0001 住所反映	都道府県 東京都　市区町村 千代田区 町名・番地 千代田１-１-３９８ [全角文字] 追加 コピー 削除 件 一括追加 一括コピー
No	郵便番号	住所
399 代表地番	〒 100 － 00	
No	郵便番号	住所
400 代表地番		都道府県 東京都　市区町村 千代田区 追加 一括コピー

戻　る　　保存して次に進む　　一時保存(前ページ)　　一時保存(次ページ)

1画面に最大200件まで表示・入力が可能です。
200件以上を入力する場合は「一時保存(次ページ)」を押下し、次画面で追加してください。
※前の200件を表示・編集する場合は「一時保存(前ページ)」で戻ることが可能です。

「保存して次に進む」ボタンをクリックします

P.54へお進みください

2-6.認定申請登録[緯度経度修正]/太陽光【10kW未満】

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。

地図の表示は
＋クリックで拡大、
－クリックで縮小
することができます

※地図上にカーソルを合わせ、スクロールすることでも拡大・縮小が可能です

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所が10地番ごとに表示されます。

11地番以上入力した場合は右下のページングを利用して表示を切り替えて修正します

ピンを表示・移動することができる地図エリア

発電設備の設置場所を11地番以上入力した場合、表示を切り替えることができます
※ページを切り替える前にピンの移動を行った場合は必ず一時保存ボタンで情報を保存してください
一時保存をしなかった場合、変更した情報はリセットされます

情報入力画面に戻る場合に利用します

住所表示を次のページに切り替える場合や書類添付画面に進む前に一度保存したい場合に利用します

書類添付画面に進む場合に利用します

2-6.認定申請登録[緯度経度修正]/太陽光【10kW未満】

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に
地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。

No	代表住所	住所	表示
1	✓	東京都千代田区霞が関１－３－１	☐
2	☐	東京都千代田区霞が関１－３－２	☐

2件中1件～2件まで表示

<< < 1 > >>

戻　る　　一時保存　　保存して次に進む

地図上にピンを表示したい地番の
表示チェックにチェックを付けます
※チェックは複数つけることができます

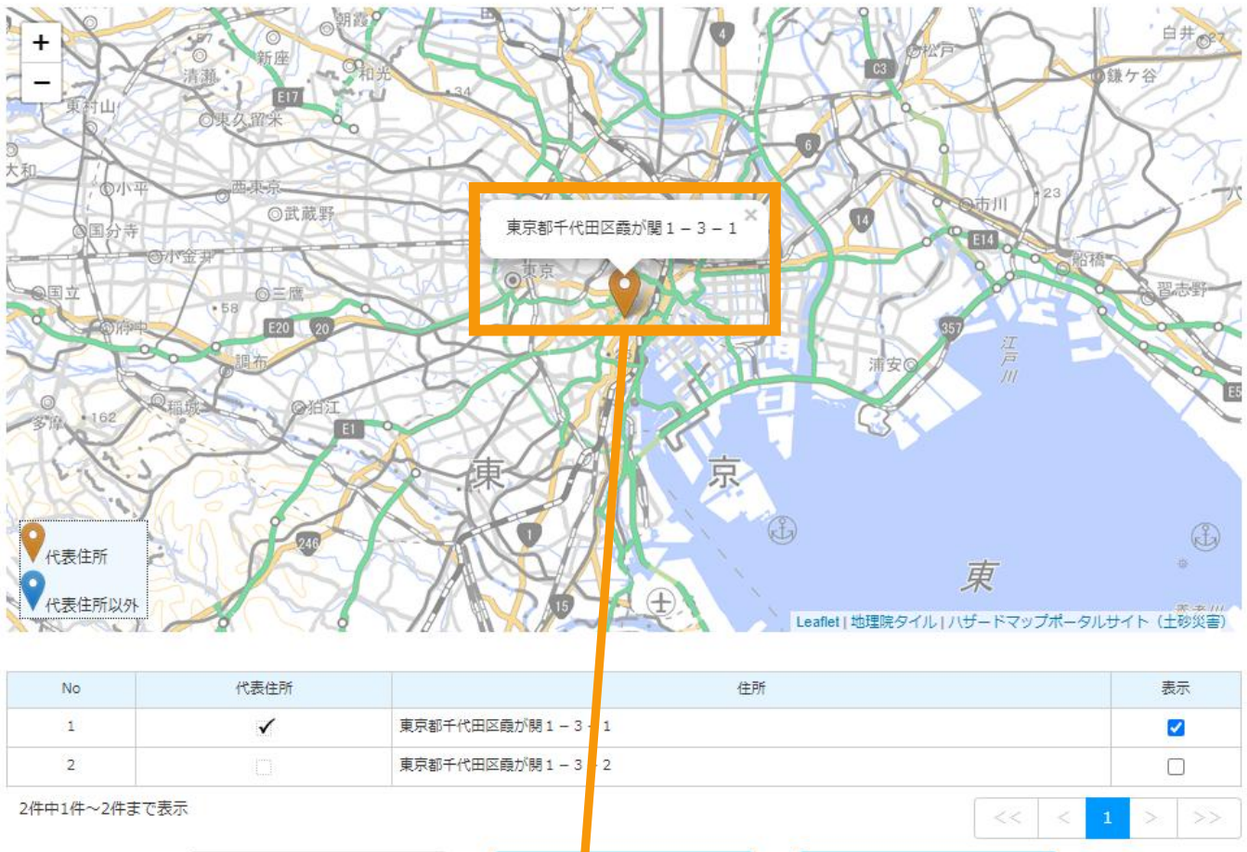

No	代表住所	住所	表示
1	✓	東京都千代田区霞が関１－３－１	☑
2	☐	東京都千代田区霞が関１－３－２	☐

2件中1件～2件まで表示

<< < 1 > >>

戻　る　　一時保存　　保存して次に進む

地図上にピンが表示されるので、位置を確認し、
位置を変更する場合はピンをドラッグ＆ドロップで
移動させて調整します

2-6.認定申請登録[緯度経度修正]/太陽光【10kW未満】

情報入力画面で入力した発電設備の設置場所の地番ごとに自動で付与された緯度経度を基に地図上に表示したピンの位置を確認し、位置がずれている場合は、ピンを移動させて修正します。

No	代表住所	住所	表示
1	✓	東京都千代田区霞が関１－３－１	☑
2		東京都千代田区霞が関１－３－２	☐

2件中1件～2件まで表示

<< < 1 > >>

戻 る　一時保存　保存して次に進む

書類添付画面に進まずにピンの調整の一時保存だけをしたい場合は「一時保存」ボタンをクリックします

ピンの調整が完了したら「保存して次に進む」ボタンをクリックして書類添付画面に進みます

2-7.認定申請登録[書類添付]/太陽光【10kW未満】

申請に必要な書類を添付します

※必要な書類は申請者によって異なりますので、次ページの[必要添付ファイル一覧]を確認します

書類添付

添付ファイルは、PDFかZIPにしてください。
１つのファイルは、10MB以下にしてください。
１つの枠にファイルは１つしか添付できません。複数のファイルを添付する場合はZIP形式でまとめて添付してください。
ZIP形式にする際は、パスワード設定はしないでください。
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。
直近に添付されたファイルの内容に変更があり、変更後のファイルを改めて添付する場合には、必ずファイル名を変えてください。

※必要な書類は記載要領を確認してください。

印鑑証明書		
なし	未確認	ファイルを選択 選択されていません アップロード 削除
不動産登記簿謄本 必須		
なし	未確認	ファイルを選択 選択されていません アップロード 削除
土地の取得を証する書類等（地上設置の場合のみ）		
なし	未確認	ファイルを選択 選択されていません アップロード 削除
建造物所有者の同意書（屋根置きの太陽光発電のみ）		
なし	未確認	ファイルを選択 選択されていません
構造図		
なし		

[添付ファイル]アップロード用一覧

※１つの項目について複数のファイルがある場合は、ファイル形式を「ZIP」にして添付します
※こちらはサンプル画面です

2-7.認定申請登録[書類添付]/太陽光【10kW未満】

必要添付ファイル一覧

書類名	内容
①土地の取得を証する書類	(次ページ参照)
②建物所有者の同意書 (屋根設置の太陽光発電設備のみ)	(次ページ参照)
③構造図	「標準構造図」と異なる場合には、当該発電設備に係る構造図
④配線図	「標準配線図」と異なる場合には、当該発電設備に係る配線図
⑤接続の同意を証する書類の写し	系統連系契約書、工事費負担金契約書
⑥事業者の委任状・印鑑証明書	代行申請の場合に必要。事業者自身が手続を行う場合は印鑑証明書のみで可
⑦柵塀の誓約書 (地上設置の太陽光発電設備のみ)	様式あり

※1つの項目について2つ以上添付書類がある場合は、ZIPファイルでまとめてアップロードするか、２つ目以降のファイルを「その他」にアップロードします

※登記事項要約書、または、一般財団法人民事法務協会などがWEB上で行っている登記情報提供サービスからのデータの写しは法的証明力が担保されないことから認められませんのでご注意ください。

※その他必要な書類等については以下ページの記載要領をよくご確認の上、アップロードしてください

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/youshiki_mihon_02.pdf

2-7.認定申請登録[書類添付]/太陽光【10kW未満】

土地及び建物に関して添付が必要な書類は以下のとおりです

土地の取得を証する書類　(屋根設置の場合は不要)

事業者が所有の場合	①「土地の登記簿謄本」 【登記上は所有者が別の場合】①「土地の登記簿謄本」、②「売買契約書」
事業者以外が所有の場合 事業者が事業者以外と共有の場合	①「土地の登記簿謄本」 ②「賃貸借契約書又は地上権設定契約書」

建物所有者の同意を証する書類

新築	事業者が所有の場合	①「建物の登記簿謄本」 【登記が済んでいない場合】①「建築確認済証」、②「売買契約書又は請負契約書」 ※施工業者が認定を取得する場合は「建築確認済証」のみ
	事業者以外が所有の場合 事業者が事業者以外と共有の場合	①「建物の登記簿謄本」、②「建物所有者の同意書」(見本様式あり) 【登記が済んでいない場合】①「建築確認済証」②「売買契約書又は請負契約書」③「建物所有者の同意書」（見本様式あり）
既存	事業者が所有の場合	①「建物の登記簿謄本」
	事業者以外が所有の場合 事業者が事業者以外と共有の場合	①「建物の登記簿謄本」、②「建物所有者の同意書」(見本様式あり)

※「見本様式あり」については、資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」

(**http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html**)に掲載しています

※建物の登記簿謄本について、建て替えの場合は建て替え後のものが必要です

また、登記されない建物(小屋、車庫等)に設置する場合は、土地の登記簿謄本が必要です

※建築確認申請が不要の場合は「建築確認済証」がないため、受付印のある「建築工事届」を添付します

※登記簿謄本(全部事項証明書) 、および地図証明書(いわゆる公図)、住民票、印鑑証明書は、最新の権利状況が表示されているものが必要です
(原則として、3か月以内に発行されたもの)

※屋根設置の場合は「土地の取得を証する書類」は不要です

2-7.認定申請登録[書類添付]/太陽光【10kW未満】

書類添付方法(例)

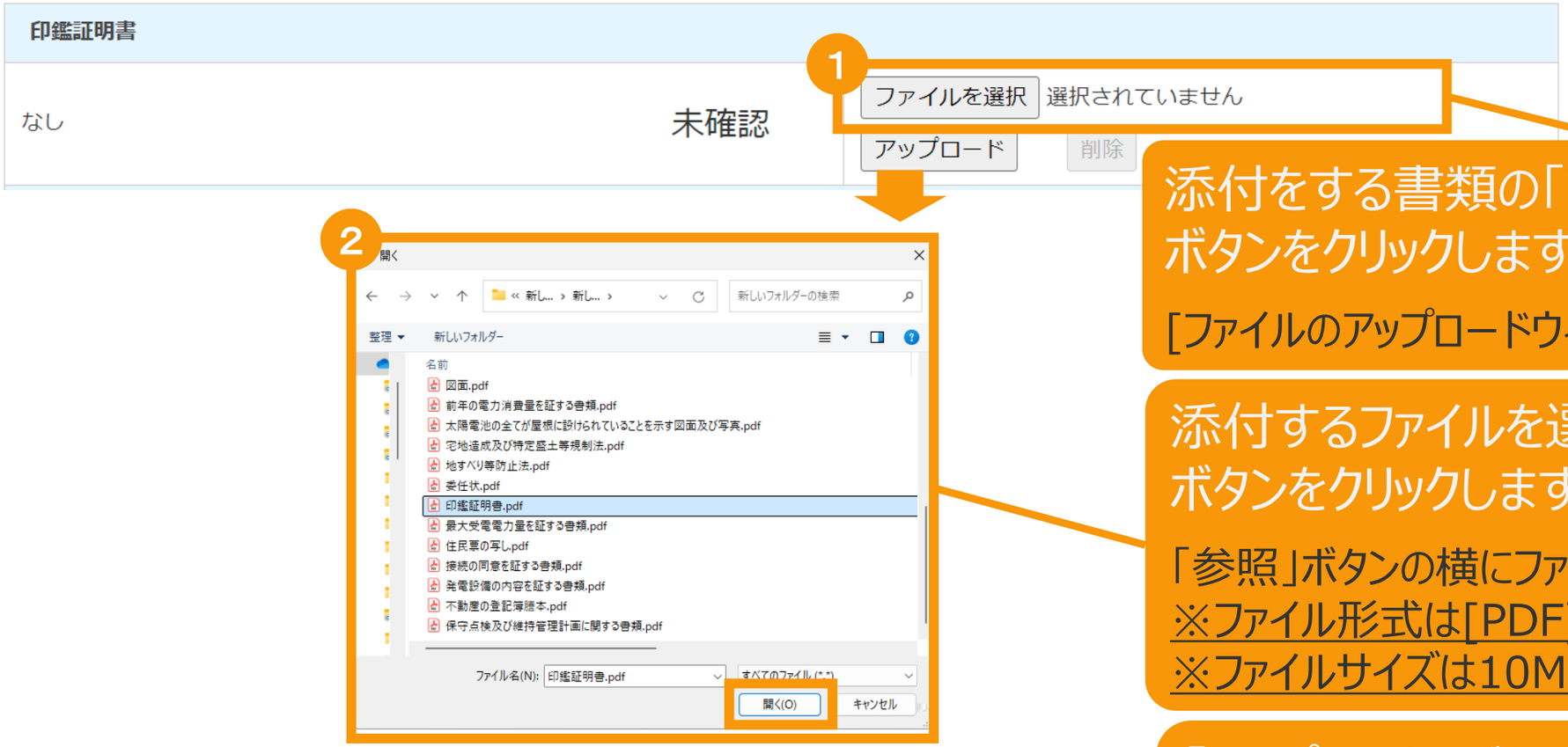

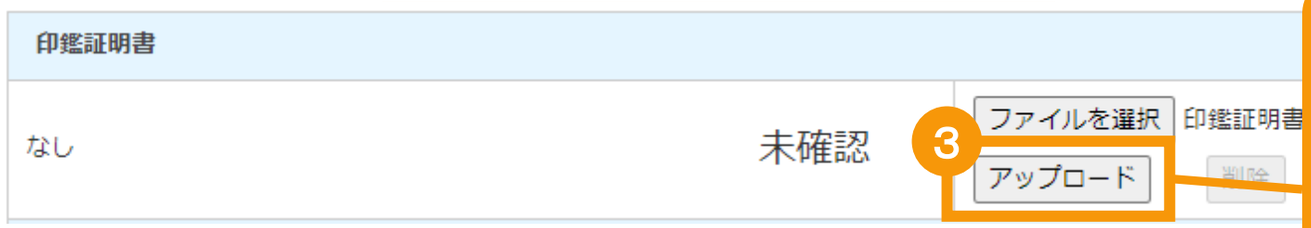

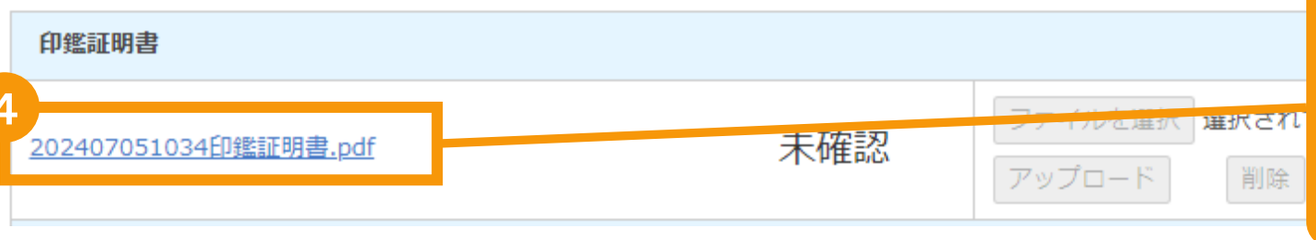

添付をする書類の「ファイルを選択」ボタンをクリックします

[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます

添付するファイルを選択し「開く」ボタンをクリックします

「参照」ボタンの横にファイル名が表示されます

※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい

※ファイルサイズは10MB以下にして下さい

「アップロード」ボタンをクリックします

ファイルがアップロードされます

※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください

※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます

必ず1ファイルづつアップロードして下さい

アップロードされたファイルが表示されます

※アップロード後、ファイルの簡易チェックが行われます。簡易チェックが完了するまで当該書類枠でのファイルの再アップロード、削除は行えません。他の書類枠ではアップロード等を行えます。

2-7.認定申請登録[書類添付]/太陽光【10kW未満】

書類添付方法(例)

アップロードファイルの簡易チェックが完了すると、当該書類枠のチェック結果欄に結果が表示されます

※簡易チェックに要する時間は内容によって多少前後いたします。
※簡易チェック中も他の書類枠でのアップロード等は行えます。
※他の書類枠でアップロード等を行うか、画面下部の画面更新ボタンをクリックすることで更新されます。
※長時間経過しても結果が更新されない場合は「**システム操作に関するお問い合わせ窓口**」へお問い合わせください

※簡易チェックの結果は「**添付〇**」か「**添付×**」のいずれかで表示されます。
※「**添付×**」となった場合は適切なファイルをアップロードできていないことになりますので正しいファイルでアップロードをし直してください。
※一つでも「**添付×**」の書類枠がある場合は次ページ以降の手続きには進めませんのでご注意ください。
※「**添付〇**」となった場合でもその後の正式な審査の過程において不備となる場合もございますので予めご了承ください。

2-8.認定申請登録[申請内容確認（申請書出力）]/太陽光【10kW未満】

必要な書類を全て添付後、申請内容確認（申請書出力）ボタンをクリックして、
申請書を出力します。

「説明会概要報告書」または「事前周知措置概要報告書」ボタンが表示されている場合は申請内容確認の前に当該ボタンをクリックします

※ポップアップが表示され「はい」をクリックして出力します

「申請内容確認」ボタンをクリックします

注意メッセージが表示されます

※**太陽光50kW未満の手続き**では、申請確定前に必ず申請書を出力していただきます。
必要に応じて申請書のフォーマットで入力した内容を確認することができます。
出力した申請書は**入力した内容の確認のみに利用**していただけます。**（郵送等の対応は不要です。）**

2-8.認定申請登録[申請内容確認（申請書出力）]/太陽光【10kW未満】

必要な書類を全て添付後、申請内容確認（申請書出力）ボタンをクリックして、
申請書を出力します。

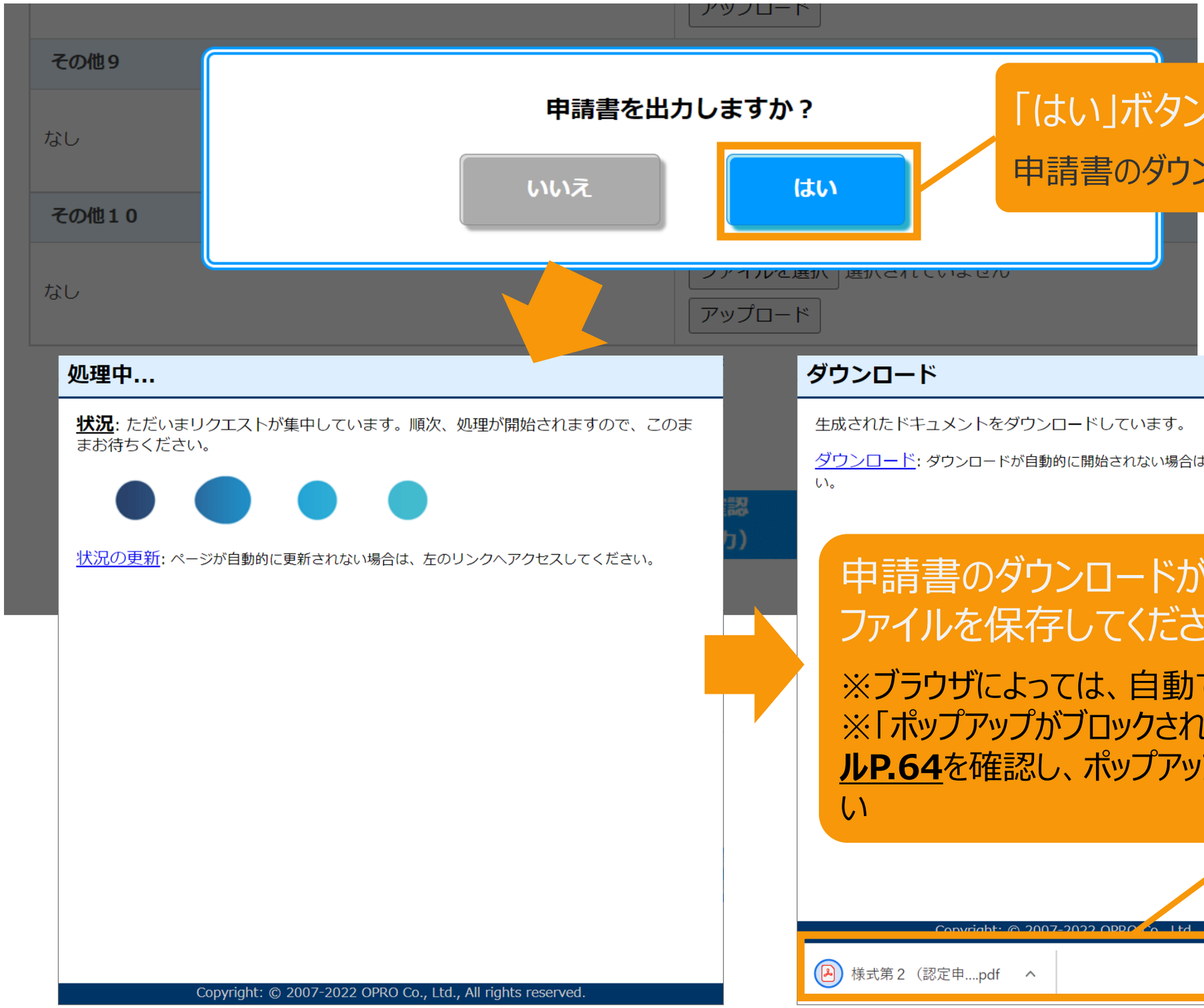

2-8.認定申請登録[申請内容確認（申請書出力）]/太陽光【10kW未満】

【申請書の保存・印刷時の注意点】
申請書の印刷には、「ポップアップ ウィンドウ」を利用しています。
ご利用のブラウザの設定によっては、「ポップアップ ブロック機能」により、申請書が印刷できない場合があります。
「ポップアップ ブロック機能」の解除方法をいくつかご案内いたしますので、お手数ですが設定をお願いいたします。

<Chromeの場合>
①ポップアップブロックが設定されている状態で申請書の印刷を行うと、画面右上に「ポップアップがブロックされました」と表示されます。
②この表示部分をクリックすると詳細画面が表示されますので、表示されたURLをクリックいただくか、「サイト上のポップアップを常に許可する」を選択いただく必要があります。

※利用されているブラウザがマイクロソフト社のEdgeの場合、レイアウトが崩れるなどの理由により、画面上の表示または印刷が正しく行われないことがありますので、一度ダウンロードを行った上で、Adobe社のReaderソフト(Adobe Acrobat ReaderDCソフトウェア：無料）を使用して表示を行い、印刷をしてください。

2-9.認定申請登録[申請]/太陽光【10kW未満】

申請ボタンをクリックして申請を行います。

ポップアップで表示される注意事項を確認して問題なければ「申請」ボタンをクリックします

登録完了画面に進みます
※必要な書類を全て添付し、添付した書類枠のすべての簡易チェックが「添付○」となっていることを確認していただいてから「保存して次に進む」をクリックしてください
※必須ではなく添付をしていない書類枠は「未確認」のままでも問題ありません
※申請内容の修正に戻る場合は「戻る」ボタンをクリックしてください

<u>事業者が[本人でない]を選択し、かつ[事業者のメールアドレスなし]にチェックを付けていない条件で、事業者を新たに登録した場合･･･マニュアルP.66へ</u>

<u>それ以外の場合･･･マニュアルP.67へ</u>

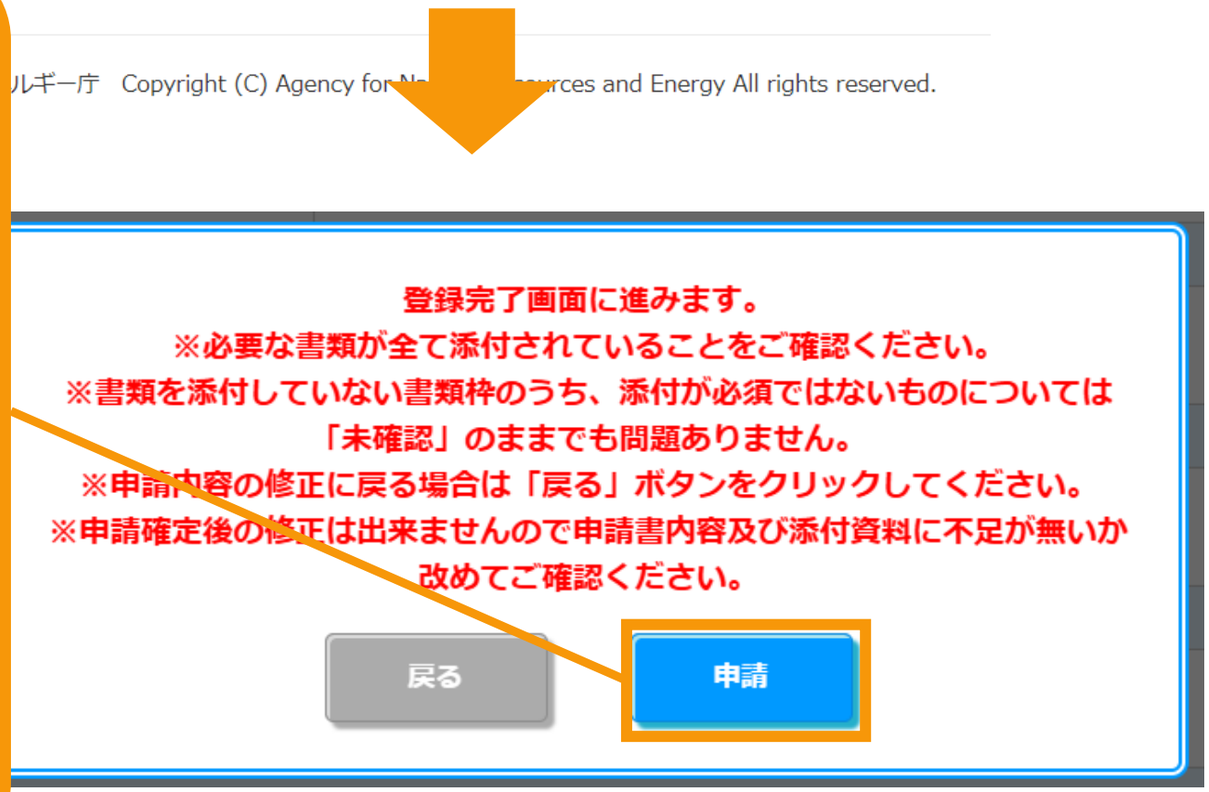

2-10.認定申請登録[登録完了]/太陽光【10kW未満】

[登録完了]画面が表示されます

事業者が[本人でない]を選択し、かつ[事業者のメールアドレスなし]にチェックを付けていない条件で、事業者を新たに登録した場合

新たに登録した事業者宛てに確認メールが送信されます

※事業者がメールを確認し、承諾コードを入力することで申請済となります

<u>※マニュアルP.68事業者の方に手続きして頂く手順へ進みます</u>

2-10.認定申請登録[登録完了]/太陽光【10kW未満】

[登録完了]画面が表示され、認定申請の登録が完了となります

それ以外の場合

2-10.認定申請登録[登録完了]/太陽光【10kW未満】

事業者の方に手続きして頂く手順となります

事業者には「fit-mail@fit-portal.go.jp」から[ユーザ登録確認] のメールが送信されます

ユーザ登録確認メール(例)

事業者が[本人でない]を選択し、かつ[事業者のメールアドレスなし]にチェックを付けていない条件で、事業者を新たに登録した場合
※注意
事業者が承諾する作業を進めるためには
最初にこちらから処理を進めてください

様

再生可能エネルギー電子申請（マイページ）へようこそ！使用を開始するには、
https://www.fit-portal.go.jp/mypage/login?c=yEJ26mD4HYyJDKRZN_eiUvTLXcz3BNOdWXNeUEdOeDuiNfP29q9ukf.v7PJngzMI2gqo4kOboEcSYvUPMIx.OAV9oT_fEqRcK2.zExItitm7tUht3iVjBeOdijY_HLnuhGkxumEykyFe_7hZJIXfXADO6LRjmA%3D%3D
にアクセスしてください

ユーザ名:

よろしくお願い申し上げます。

経済産業省　資源エネルギー庁

[URL]をクリックします
パスワード変更画面が開きます

2-10.認定申請登録[登録完了]/太陽光【10kW未満】

事業者の方に手続きして頂く手順となります

パスワードを変更します

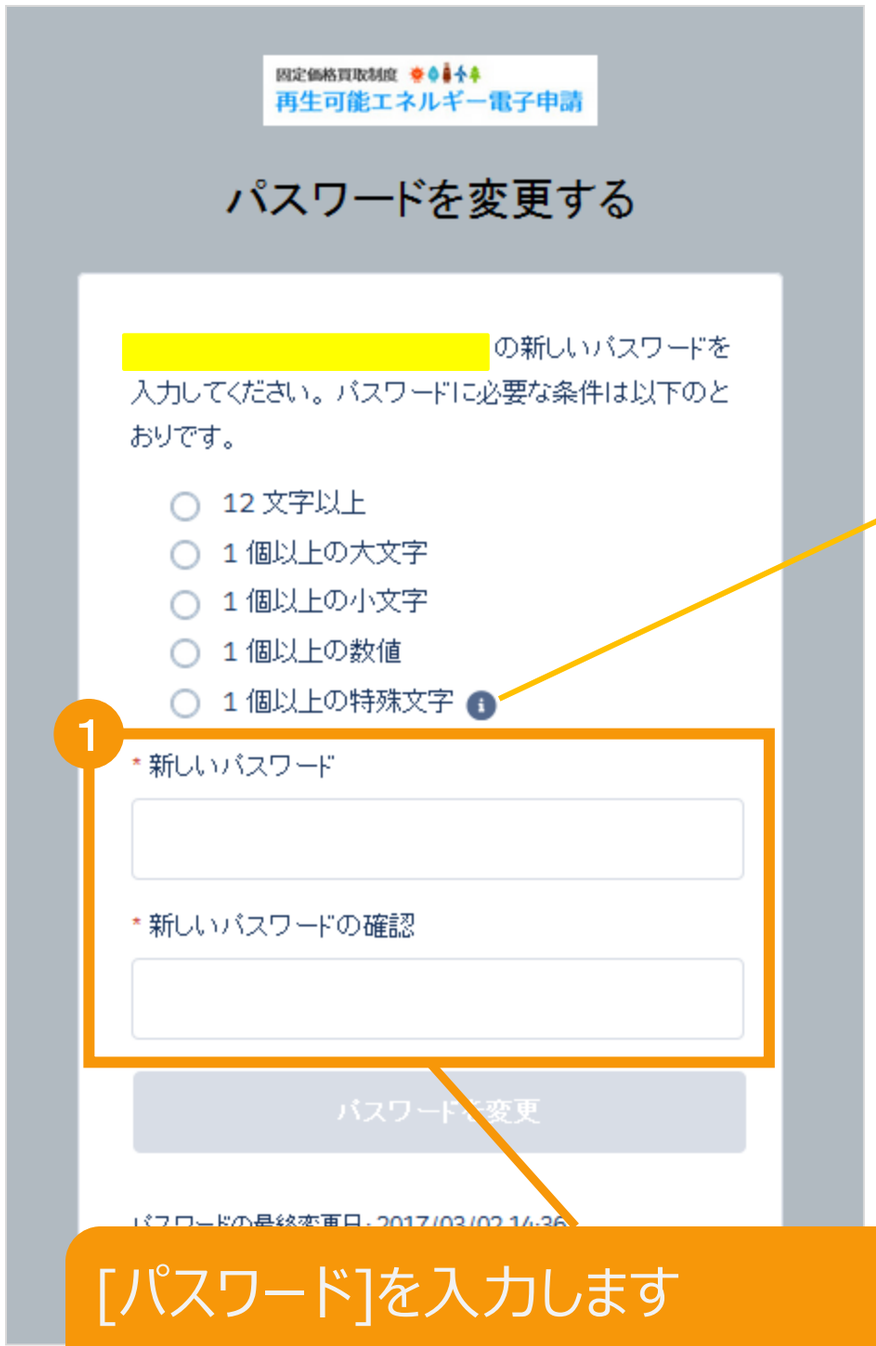

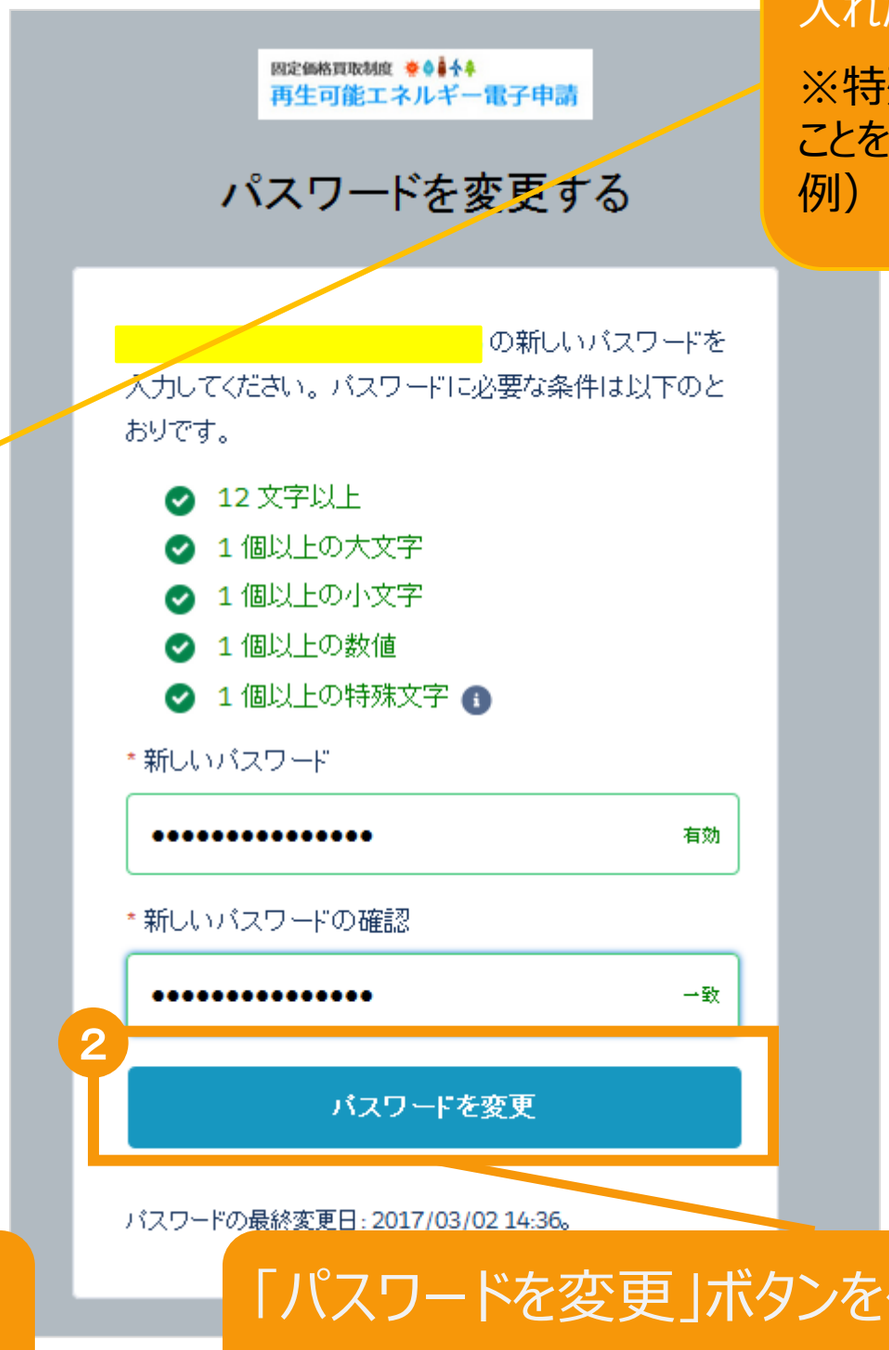

［特殊文字］を必ず 1 個以上入れたパスワードを設定します

※特殊文字とは下記の文字のことをいいます
例）！“ ＃ ＄ ％ ＆

[パスワード]を入力します

※要件を満たすようにパスワードを入力します

「パスワードを変更」ボタンをクリックします

マイページへ進みます

2-10.認定申請登録[登録完了]/太陽光【10kW未満】

事業者の方に手続きして頂く手順となります

マイページが表示され、[ユーザ]登録が完了となり、続いて「申請確認」をします

2-10.認定申請登録[登録完了]/太陽光【10kW未満】

事業者の方に手続きして頂く手順となります

事業者には「fit-mail@fit-portal.go.jp」から [内容確認のお知らせ]のメールが送信されます

事業者が[本人でない]を選択し、かつ[事業者のメールアドレスなし]にチェックを付けていない条件で、事業者を新たに登録した場合

内容確認のお知らせメール(例)

再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容確認のお知らせ

＊＊＊＊様

ＪＰＥＡ代行申請センターです。

＊＊＊＊様より代行申請（届出）されました、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の内容について、下記の【操作手順】に記載された手順に従い、ご確認・ご承諾をお願いいたします。

＊＊＊＊様の承諾がされましたら、承諾内容に対して審査を開始させていただきます。

【操作手順】

１．下記の電子申請マイページのログイン画面で、下記ログインIDとパスワードを入力し、ログインしてください。

電子申請マイページログイン画面→https://www.fit-portal.go.jp/mypage/UserLogin

ログインID：＊＊＊＊

パスワード：ご自身で登録されたパスワードを入力してください。

（2016年度以前の旧システムでのパスワードをお持ちの方は、新システムでの初回のログイン時に旧システムのパスワードを入力いただき、その後新システムでのパスワードに変更していただく必要があります。新システムのパスワードは、12桁以上で数字、大文字、小文字、および特殊文字を全て含めた組み合わせのパスワードとなります。パスワードをお忘れの方は、以下のパスワード再発行画面よりパスワードを再発行してください。パスワード再発行画面→https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword）

２．マイページ画面が表示されますので、「認定申請一覧」をクリックしてください。

３．認定申請一覧画面で、下記の申請IDを入力し、ページ左下の「検索」をクリックしてください。

申請ID：＊＊＊＊

４．ページ下部に、該当する事業計画が表示されますので、右側にある「参照」をクリックしてください。

５．申請（届出）された事業計画の詳細な情報が表示されますので、内容をご確認いただいた上で、ページの一番下の承諾コード入力欄に、下記承諾コードを入力していただき、「承諾」か「拒否」を選択してください。（承諾を拒否された場合は＊＊＊＊様より申請された事業計画については無効とさせていただきますのでご了承ください。）

承諾コード：＊＊＊＊

６．登録完了画面が表示されれば、承諾の手続きは完了となります。

以上

2-10.認定申請登録[登録完了]/太陽光【10kW未満】

事業者の方に手続きして頂く手順となります

認定申請一覧より申請IDで検索を行い、申請内容参照にて確認し「承諾」をします

再生可能エネルギー電子申請

ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

認定申請一覧

申請種別 --なし--

認定法区分 -- すべて --

申請ID ～

申請状態 -- なし --

事業者名 部分一致

申請日（登録日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

初回申請日（承諾日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

※「申請日（登録日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り扱う機関に到達した日付ではありません。
※「初回申請日（承諾日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、みなし認定移行手続が申請/届出を取り扱う機関に到達した日付です。

発電設備の区分 -- なし --

出力区分 --なし--

検索

申請IDを入力し、「検索」ボタンをクリックします
※申請確認のお知らせメールの本文に[申請ID]が記載してあります
両方に同じ申請IDを入力すると、入力した申請IDの申請のみ表示されます。

2-10.認定申請登録[登録完了]/太陽光【10kW未満】

事業者の方に手続きして頂く手順となります

認定申請一覧より申請IDで検索を行い、申請内容参照にて確認し「承諾」をします

認定申請一覧

申請種別 --なし--　　認定法区分 -- すべて --

申請ID ～　　申請状態 -- なし --

事業者名 部分一致

申請日（登録日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

初回申請日（承諾日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

※「申請日（登録日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り扱う機関に到達した日付ではありません。

※「初回申請日（承諾日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、み

発電設備の区分 -- なし --

出力区分 --なし--

検索

「参照」ボタンをクリックし、申請の詳細画面に移動します

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

No	発電設備の区分	出力区分	申請状態	申請種別	申請ID ↑	設備ID	事業者名	発電設備の出力（kW）	申請日（登録日）	初回申請日（承諾日）	発電設備の名称	
1	太陽光	10kW未満	設置者承諾待ち	新規認定申請	********		資源　太郎	5.0kW	2019年03月29日			参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

2-10.認定申請登録[登録完了]/太陽光【10kW未満】

事業者の方に手続きして頂く手順となります

申請内容参照にて確認し「承諾」をします

[承諾コード](半角英数字)を入力します

※申請確認のお知らせメールの本文に記載してあります

「承諾」ボタンをクリックします

※申請確認のお知らせメールの本文に記載してあります
※[拒否]ボタンをクリックすると、再度、登録者に申請していただくことになります

2-10.認定申請登録[登録完了]/太陽光【10kW未満】

事業者の方に手続きして頂く手順となります

確認画面が表示され、認定申請の登録が完了となります

新規認定申請

様が登録した認定申請を承諾しました。
新規認定申請の手続きを開始します。
新規認定申請の状況は認定申請一覧より確認できます。

一覧へ戻る

3-1.屋根貸し事業について/太陽光【10kW未満】

屋根貸し事業（複数太陽光発電設備設置事業）とは

・「屋根貸し」とは、ご家庭の屋根のスペースを、発電事業者との賃借契約により貸し出すことをいいます
・「屋根貸し」をしたご家庭は、発電事業者との賃借契約に基づき、賃借料を受け取ることができます
・ 発電事業者は、ご家庭から借りた屋根の上に太陽光発電設備を設置します
　そこから発電された電気は、固定価格買取制度のもと、電力会社に買い取られます
・ このような形態により太陽光発電設備の設置を進めることを「屋根貸し」（複数太陽光発電設備設置事業）といいます

4-1.改訂履歴 /太陽光【10kW未満】

版	改訂履歴	改訂内容	備考
1.0	2017/03/17	新規作成	
2.0	2017/03/21	P.1　URL公開 P.4　マイページに関する補足説明を追記	
3.0	2017/03/22	P.42　ボタンをクリックした際の注意書きの追加	
4.0	2017/03/31	P.16　委任状等の記載を削除 P.23,28　委任状等が代行かつメアドなしであることを明記 P.13　20kW以上かつ地上置きの場合、柵塀と標識の位置を表した配置図を添付すること、という文言を削除 P.17~28　“本人でない”場合の スライドについて緑色の枠囲いを追記。	
5.0	2017/04/04	P.12　添付書類の説明を削除し、P.43に誘導 P.43　添付書類を網羅的に列挙 P.44　土地・建物に関する書類の説明のため１ページ追加 P.46,47　P.44の追加に伴い、ページ番号のズレを修正	
6.0	2017/06/19	P.1　対応ブラウザの追記、説明文の文字を拡大 P.2　画面の差し替え P.3　画面の差し替え P.4　マイページ画面の補足説明を削除 P.5,6　「3月21日時点では」を「現時点では」に修正 P.7　「※屋根貸しについてはマニュアル54P参照」を追記 P.9　説明文の場所を変更 P.10　説明文の場所を変更 P.11　説明文の場所、文言を変更 P.16　説明文の変更 P.17　既に登録されている設置者を使用する場合のページを追加 P.18　説明文を追記 P.19　説明文の配置を変更	

4-1.改訂履歴 /太陽光【10kW未満】

版	改訂履歴	改訂内容	備考
6.0	2017/06/19	P.20　説明文の追記（入力できない文字の一例） P.24　法人番号の説明を変更 P.26　設置者氏名（代表者）の説明を追記 P.33　画面の差し替え P.35,36　接続契約締結先を選択と接続契約締結日の入力の画面を分割 P.37　保守点検会社入力部分を削除 P.43　添付書類の説明書きを拡大 P.54　屋根貸し事業についての説明書きの追加	
7.0	2017/08/31	P.1,3,4,8,9,10,11,12,13,32,33,34,35,36,37,38,39,40,48,50,51 画面差し替え P.7,11,14,15,16,17,18,22,27,45,46　ページ数変更 P.52,53　説明ページ追加	
8.0	2017/11/09	P.42,43　説明文修正	
9.0	2018/01/17	P.8,9　画面差し替え、説明文修正	
10.0	2018/04/02	P.8,10,11,33　画面差し替え	
11.0	2018/12/01	P.2,5,6,7,33,34,35　画面差し替え、説明文修正	
12.0	2018/12/05	P.39　画面差し替え、説明文修正	
13.0	2018/12/13	P.1　文言修正	
14.0	2019/04/01	2019年省令改正による大幅修正	
15.0	2019/05/07	P.33,38　説明ページ追加	
16.0	2019/05/08	P.8,10,38,45　画面差し替え、説明文修正	
17.0	2019/06/12	P.41　画面差し替え、説明文修正	
18.0	2019/06/18	P.47,49　画面差し替え	
19.0	2019/06/26	P.51　説明文修正	

4-1.改訂履歴 /太陽光【10kW未満】

版	改訂履歴	改訂内容	備考
20.0	2019/07/22	P.1,24,29,40,42～44 画面差し替え,内線番号項目追加,事業者情報を反映ボタン追加	
21.0	2019/09/09	P.13,14　画面差し替え P.16　ページ削除(補助金) P.16削除に伴い、各ページ番号等の修正(ページ数変更等)	
22.0	2019/09/30	P.16～18,21,25　画面差し替え P.25　説明文修正	
23.0	2019/10/07	P.46　画面差し替え	
24.0	2019/11/01	全体構成の修正	
25.0	2020/04/01	全体構成の修正	
26.0	2020/05/14	P.29　参照ページ数の修正	
27.0	2020/08/26	P.48　画面差し替え	
28.0	2021/03/04	P.29,46,52,53　説明文修正	
29.0	2021/04/01	全体構成の修正	
30.0	2021/04/12	P.53　添付書類の追加	
31.0	2022/04/01	全体構成の修正	
32.0	2022/06/14	P.1,2,60　対応ブラウザ変更	
33.0	2022/11/28	P.52　画面差し替え	
34.0	2023/01/06	P.11,13,17　画面差し替え	
35.0	2023/04/01	P.11,55～57　追加 P.9,18　説明文修正	

4-1.改訂履歴 /太陽光【10kW未満】

版	改訂履歴	改訂内容	備考
35.0	2023/04/01	P.51,52　画面差し替え	
36.0	2023/05/19	P.17,23,59　説明文修正	
37.0	2023/09/20	P.58,61～63　説明文追加、画面差し替え	
38.0	2023/10/01	P.7,51　説明文追加、画面差し替え	
39.0	2024/03/15	全体構成の修正	
40.0	2024/04/01	P.7,21,30,31,48,49　説明文追加、画面差し替え	
41.0	2024/04/05	P.20　画面差し替え	
42.0	2024/04/09	P.21　説明文追加、画面差し替え	
43.0	2024/06/26	P.60　説明文追加、画面差し替え	
44.0	2024/07/05	P.55,58,59　画面差し替え	
45.0	2024/10/01	P.55,56,59,63　説明文修正、画面差し替え	
46.0	2025/04/01	P.4　説明文修正	
47.0	2025/12/15	全体構成の修正	
48.0	2026/04/01	P.38,39　説明文追加、画面差し替え	
49.0	2026/06/29	P.26,27　説明文修正、画面差し替え	
50.0	2026/07/09	P.65　説明文追加	